

記載内容については、今後、さらに検討を行い、加筆修正を加えていきます。

小平市第三次長期総合計画・前期基本計画（素案）

平成17年（2005年）11月16日

都市経営部（計画調整）

小平市第三次長期総合計画・前期基本計画（素案）について

(1) 本案までの経過

新しい前期基本計画については、平成18年度～32年度までの15年間の新しい基本構想を受けて、その構想を実現するための「前期」10年間の「基本計画」であり、行政計画として策定されるものです。

素案は、平成17年5月の第6回小平市長期総合計画基本構想審議会、及び第4回小平市第三次長期総合計画基本構想特別委員会に、その「動向（現状）と課題」について、「前期基本計画の概要（案）」として提示され、その後、「本計画における基本方針」を追加し、9月に開催の第1回目の小平市第三次長期総合計画・前期基本計画検討懇談会、及び第7回基本構想特別委員会に、「前期基本計画（素案）」として提示されています。

(2) 本素案の内容について

本前期基本計画（素案）については、「（仮称）小平市第三次長期総合計画策定方針」（平成15年6月2日作成）に基づき、新しい基本構想策定段階での各事業等で出された意見・提案等を参考にしつつ作成されています。

本素案については、前回までに提示された「動向（現状）と課題」と「本計画における基本方針」に、さらに「予定される計画事業」を追加したものです。また、「予定される計画事業」のなかの主要な事業については、「目標事業量」や「指標」等も記載していく予定です。

本素案で使用している活字の大きさ、デザイン等については、今後、変更する場合があります。

(3) 今後の進め方について

本素案については、平成17年11月16日（水）に開催される第2回目の前期基本計画検討懇談会に提示され、また、11月24日（木）に開催される市議会の全員協議会に報告されます。

新しい前期基本計画は、さまざまな意見・提案をいただく中で、今後、さらにいろいろな角度から検討を進めていきます。

(大分類) 第1章 安全・安心で、いきいきとしたまちをめざして

地域・安全・生活・文化

(中分類) 第1節 地域社会における新たな関係をめざす。(地域社会)

(小分類) 1 地域活動・参加と協働

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 社会の変化とともに、核家族化や共働き家庭、また高齢者同士の世帯の増加に伴って、日ごろ、地域における人と人との関係が希薄になり、地域での結びつきが弱くなってきていることが指摘されています。
- (2) また、人々のライフスタイルや価値観の多様化に伴わない、地域との関係が薄れることにより、近隣の異変に気付くのが遅れるなど、防災・防犯など地域の安全に大きな課題が生じてきており、その解決が急務となっています。

〔今後の課題〕

- (1) 地域社会を構成する市民一人ひとりが、地域で一定の役割を持ち地域に役立っていること、地域にとって必要な存在であることに、まず気付いてもらうことが必要です。
- (2) 地域でのさまざまな課題に対応していくためには、地域社会に関わる個人とともに組織として支える体制が必要であり、そのためには、地域での重要なサポート役となるボランティアやNPO団体の存在がますます重要になっています。
- (3) 今後、今まで以上に市民と行政の協働など、新たな役割を構築していくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 市民が地域活動へ積極的に参加____していくための啓発活動を継続して行い、地域社会とのかかわりが保てるような状況を生み出していきます。
- (2) 市とNPOなどが良好なパートナーシップを築くことをめざし、NPOなどに対して積極的に情報の提供を行っていきます。
- (3) ボランティアやNPOなどが行う公益的な市民活動を中心として、NPO等と行政の新たな協働を推進していきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 地域活動促進の啓発
- (2) N P O ・ ボランティア活動促進の支援
- (3) 市民活動支援センターの設置

(中分類) 第1節 地域社会における新たな関係をめざす。(地域社会)

(小分類) 2 地域の拠点

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 従来から、集会機能や生涯学習機能などを持つ多くの公立施設が、市内の地域の拠点として設置され利用されています。平成17年度現在で市内には17の地域センター、さらに市立図書館及び公民館があわせて19館あり、多くの市民に利用されています。
- (2) そのなかで地域センターや公民館の利用については、_____ほとんど無料となっていること、さらに初期に建設した施設に建替え時期が到来することを含め、維持管理のためのコストと大きな差が出てくることが課題のひとつとなっています。
- (3) 地域センターについては、高齢者・児童のための施設、また集会施設の機能を持ち、親しまれ多く利用されていますが、利用形態や管理形態について、他の類似施設も含めた、さらに便利で効率の良い施設のあり方が求められています。
- (4) 市内の27の小・中学校についても開かれた学校として地域での役割が大きく、また災害時の拠点施設にもなっています。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、市民とともに地域センター等の利用形態や利用状況を把握するなかで、今後どのような利用のかたちが望ましいのか、受益者負担の面をはじめとして管理形態等を多角的に検討していく必要があります。
- (2) 地域センターの有効活用の検討にあたっては、類似施設との複合化、他の公共施設の再配置とあわせて検討を行っていくことが不可欠です。
- (3) 地域にある学校施設についても地域との密接なつながりがあり、地域の拠点としてさまざまな活用を図っていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 地域センターについては、指定管理者制度等による管理を視野に入れた新しい運営のあり方を検討し試行を行い、さらに開館日の拡大や業務の多角化も含めて、利用しやすい拠点施設をめざします。
- (2) 地域センターをはじめとして、建替え時期の到来する施設については、順次、近隣の公共施設との再配置を含めて検討し、効率的で利用しやすい施設をめざします。また拠点のない地域については、新たな拠点の確保を検討します。
- (3) 地域の拠点となる学校施設についても、学校の教育活動と連携するなかで、地域に溶け込めるような活用方法を検討し実施していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 小川町二丁目地域センターの建設（児童館併設）
- (2) 小川町一丁目地区地域センターの建設（児童館併設）
- (3) たかの台地区地域センター設置の検討

〔非施設事業〕

- (1) 地域センターの指定管理者制度を含めた管理運営の見直し 使用料見直し含む
- (2) 地域センター等公共施設の再配置を含めた今後のあり方の検討
- (3) 地域コミュニティの拠点として学校の活用の検討

(中分類) 第2節 安全で安心できるまちをめざす。(安全・安心)

(小分類) 1 防 犯

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 社会の進展とともに、日常発生しているトラブルや犯罪は、拡散化、組織化に加えて、凶悪化、巧妙化しており、まただれもが被害やもめごとに巻き込まれる可能性が高くなっています。
- (2) さらに、犯罪の質的变化に加え、隣人関係の希薄さや無関心、無干渉が犯罪の発生を容易にしており、治安の悪化をもたらす大きな要因となっています。

〔今後の課題〕

- (1) 地域におけるさまざまな活動が、犯罪発生を抑止する環境づくりの大きな「キメ手」となることから、地域の活動の積み重ねを重視し、犯罪発生に対して「死角のないまちづくり」をめざし、市民・警察・行政が一体となって事業に取り組んでいくことが必要です。
- (2) 防犯のための体制の充実に加え、犯罪に巻き込まれないためにも、今まで以上に市民一人ひとりが正しい防犯の知識を身につけ自衛するとともに、近隣相互の信頼関係を築いていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 市民一人ひとりが犯罪に対して強くなり犯罪の発生が抑えられるように、日ごろの防犯意識を高め、犯罪の防止に役立つための啓発活動や地域に関する情報提供を行っていきます。
- (2) 犯罪が発生しないまちを少しでも実現していくために、日常の近隣関係をできるだけ活発にするとともに、日ごろから地域の人たち・警察や防犯協会などの関係機関・行政が連携し、各種事業を通じて地域の防犯活動を推進します。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 犯罪防止のための啓発活動の充実
- (2) 地域防犯力向上の推進（地域防犯リーダー育成等）
- (3) 防犯情報システムの整備

(中分類) 第2節 安全で安心できるまちをめざす。(安全・安心)

(小分類) 2 防 災

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 科学技術の進歩により、自然災害についてはある程度予測できるようになりましたが、地震についてはまだその予知が難しく、日ごろからの一定の準備や対策が市民・行政において求められており、被害を最小限におさえる努力がなされてきています。
- (2) 自然災害以外にも、大規模な事故のほか新しい危機として突発的な危機などによる、今まで想定していなかった災害が発生する可能性も高まっていることから、的確かつ迅速な対応が求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 日ごろ、いろいろな災害や_____突発的な危機に対して、市民一人ひとりが知識を持ち、また備蓄等の対策を行うことはもちろんですが、行政としては予想できる被害を想定し、最小限に被害をとどめるように、準備や対策を講じておくことが必要となります。
- (2) 災害時や突発的な危機などに対して、市民・行政・事業者がそれぞれの立場に必要な役割を果たし、相互に協力して非常事態を克服する強い意思のもとで諸体制を整備していくことが必要です。
- (3) さらに、災害時の復旧、復興が迅速かつ十分に行われるように、体制やしきみづくりについて協議していくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 非常時に十分に対応できる備蓄とともに、いわゆる「帰宅困難者」も含めた災害の発生にともなう迅速・適切な対応や、パニックの発生防止のための日ごろからの防災意識の醸成を継続して図ります。
- (2) 地域防災組織や自治会をはじめ住民、市内事業所、関係機関、自治体などによる、さらなる連携で防災・消防体制の強化や、迅速に対応できる諸設備の充実を図っていきます。
- (3) 突発的な危機などの新たな緊急事態へ対応するため、自治体が果たすべき役割を明確にし、国、東京都及び関係機関と連携し、適切な対応をすることによって市民の安全を守ります。
- (4) 災害発生後の復旧や復興が迅速に行われ、十分な支援を受けられるように、日ごろから復旧や復興についての対応マニュアルの整備や訓練を行います。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 消防水利の充実
- (2) 災害対策用飲料貯水槽の改修
- (3) 防災情報システムの整備
- (4) 消防団第三分団詰所建替え工事

〔非施設事業〕

- (1) 地域防災力向上の推進（防災リーダー育成等）
- (2) 災害用備蓄品の増設
- (3) 市内事業者・関係機関との連携強化（協定の締結等）
- (4) 消防ポンプ自動車の買い替え
- (5) 消防団指令システムの変更
- (6) 小平市国民保護計画の策定（協議会条例・対策本部条例の制定）
- (7) 木造住宅耐震診断への補助
- (8) 地域防災計画の見直し

(中分類) 第3節 より充実した市民生活をめざす。(生活)

(小分類) 1 くらしの相談

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市民生活が成熟し、また複雑になるにしたがい金銭の融資、電話での勧誘、インターネットを媒介としたトラブルなど、予想もできない事故や事件に巻き込まれる機会が増えており、消費者の意識・知識の向上や法律の早急な整備が求められています。
- (2) 社会で生活するなかで、環境ホルモン、食品添加物、遺伝子組換え食品など食の安全や、ダイオキシン、シックハウス、アスベストなど、私たちを取り巻く環境が注目されており、それぞれの確な対応が求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 市民生活を安全で快適に過ごすためにも、まず市民一人ひとりが正確な知識や情報を得ることが最も基本ですが、常に正しい知識や情報を迅速に得ることができるよう、専門の相談機関や行政が連携し、体制をより充実させることが必要です。
- (2) 社会全体で対応が求められる場合は、法改正や広域的な対応が必要となることから、関係機関に対して働きかけを行っていくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 生活上のトラブルや不安を回避するためは、まず消費者である市民一人ひとりにおいて、事前の知識や知恵をもって被害を最小限にとどめることが基本であり、消費者への迅速・的確な情報提供や、一人ひとりの意識向上のための啓発事業を推進します。
- (2) 広範囲にわたる関係機関と連携し相互に情報収集を行うなかで、消費者トラブルや生活上の不安に即応できる、頼りになる相談窓口の充実をめざします。
- (3) トラブルや不安が広範囲にわたり深刻な状況が予想される場合には、法改正や広域的な対応が求められることから、関係機関に対して市長会等を通じて働きかけを行います。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 消費生活相談の充実と専門機関との連携
- (2) 暮らしに関する情報収集と情報提供の充実
- (3) 暮らしに関する啓発事業の推進
- (4) 社会的な課題に対する関係機関への要請

(中分類)第3節 より充実した市民生活をめざす。(生活)

(小分類)2 情報提供の充実

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 社会経済情勢が構造的に大きく変化するなかで、雇用についてはもはや終身雇用が絶対的なものでなくなり、またパートタイマーや契約社員が新たな戦力になるなど、雇用の形態が多様化し流動化しています。
- (2) 今後は、今までの壮年の雇用のほか、高齢者の雇用、障がい者の雇用が注目されるとともに、パートタイマーやアルバイトで働いたり、そうした働き方を希望するフリーターや、就学、就労、職業訓練のどれもしていない若者、いわゆるニート(NEET)と呼ばれる人々が増え、就労の課題も含め、社会問題として注目されています。
- (3) 住まいについては、以前の土地神話が崩壊したにもかかわらず、依然として高値安定の状況が続いており、人々の住居に対する経済的な負担が大きい状況にあります。
- (4) 近年は、既存の分譲マンションの建替え時期や災害時の建替え等への対応など、分譲マンション特有の課題が発生しており、法の改正や行政による相談機能の充実が求められていますが、市内で分譲マンションの建設が増加したのはここ20年のため、
建替えの問題についてはまだあまり発生していません。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、多様な雇用の形態が存在するなかで、それぞれの需要にあった雇用の情報の提供や相談機能の充実などについて、きめ細かな対応が必要となります。
- (2) 住宅を確保するためには、まず正確で最新の情報が必要であることに加え、関係する法令などの知識習得によって賢い消費者であることが求められます。今後は、情報の提供や啓発による行政の支援がいっそう求められることとなります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後は専門機関との連携のなかで、多様な雇用の需要に対応した情報提供の機会を増やしていくとともに、特に若年層に対する就労機会の拡大について支援を行います。
- (2) 雇用については、ひとつの自治体だけで対応することは限界があり効果も少ないことから、国や東京都の事業を活用し、広く雇用の機会を創出します。
- (3) 住宅の建替え時期にあわせた地震への補強対策の支援として、住宅の改築に対する助成制度の検討を行うとともに、マンション等の住まいについて、情報の提供や相談により支援を行います。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 雇用情報の提供や相談機能の充実
- (2) 国や東京都と連携した雇用機会の創出
- (3) 住まいに関する情報の提供や相談機関との連携
- (4) 木造住宅耐震診断への補助（再掲）

(中分類) 第4節 新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。(文化)

(小分類) 1 新しい文化の創造・発信

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内には、市民文化会館(ルネこだいら)をはじめとしてさまざまな文化施設のステージが存在し、市民の自由で豊かな文化の創造を支援しています。一方では、施設に対する維持コストが大きくなっており、適正な負担を含めて、その対応が求められています。
- (2) 音楽コンクールの開催等を通じて、世界に小平の魅力を紹介し、知名度をアップし、再び小平を訪れたいくなるようなしくみとして、芸術文化を内外に発信しています。
- (3) さらに、国際交流協会を通じてさまざまな国の人々との交流や、市の行事を通じて市内の大学生との交流が行われています。
- (4) 自治体名が同じということで姉妹都市を締結している、北海道小平町の人々との交流を通じ、新しい文化や人の輪の拡大を図っています。

〔今後の課題〕

- (1) 都心での多彩な芸術文化が展開されているなかで、小平独自の文化を継続して発信をしていくことは大変なことです。市民一人ひとりが国や世代をこえて相互に交流するなかで、これからの市民レベルでの新たな文化が着実に生み出されていくために、息の長い支援を行っていくことが行政に求められます。
- (2) 新しく指定管理者制度がスタートすることにもない、芸術面の水準を低下させることなく、より効率的な組織の運営が求められることとなります。
- (3) 姉妹都市については、自治体間の友好の段階から市民一人ひとりの個人のレベルで友好を深める段階へさしかかっており、今後、市町村合併の状況に関わらず、21世紀にふさわしい新しい友好関係をさぐっていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 心豊かな活力ある社会の形成には文化や芸術の果たす役割はたいへん大きく、だれもが文化や芸術のあふれる生活を送ることができるように、今後の総合的な文化振興のあり方を検討し、推進するための方針を定めます。
- (2) 小平において新しい文化や芸術を創造し内外に発信していくために、市民文化会館(ルネこだいら)をはじめ文化創造のための拠点の確保を支援し、小平からの文化や芸術の創出にふさわしいステージの維持管理をめざします。
- (3) 市内に所在する各大学との連携を深め、若い人たちの「元気」をエネルギーに変え

て、若い人たちの専門や得意な分野を生かし、魅力ある人材の発掘や育成とともに活気あるまちづくりを実現していきます。

- (4) 芸術文化施設についても、今後、指定管理者制度による新しい管理運営が行われることから、常に経営の合理化や事業の選択等を行うなかで、小平の文化や芸術を振興し、常に多くの市民の支持を得るための高い文化や芸術の水準を維持します。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 総合的な文化振興推進のための方針の策定
- (2) 文化芸術施設の指定管理者制度への検討
- (3) 文化振興財団自主事業の充実
- (4) (仮称) 斎藤素巖小平グリーンロード美術館の整備(再掲)
- (5) (仮称) デジタルミュージアムの実現
- (6) 大学・地域等との連携による新しい文化の創出
- (7) 国際交流協会事業の充実
- (8) 小平町ふれあい森林づくり事業の充実
- (9) 小平町姉妹都市提携30周年記念事業の実施

(中分類) 第4節 新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。(文化)

(小分類) 2 歴史

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内には、古くは先人たちの遺跡をはじめとして新田開発以降の近世の歴史的な文化が多く存在し、また明治から昭和期にかけての歴史を語る上での貴重な施設の歴史もあります。また平櫛田中館のように世界的な著名人の芸術作品や終のすみか、さらに歴史的にも貴重な新田開発以降の旧家の居宅などが_____小平ふるさと村に移築・保存され、また旧石器時代の出土品などは鈴木遺跡資料館に展示・保存されています。
- (2) また、「鈴木ばやし」のような、郷土の伝統芸能が継承されており、多くの市民に親しまれているほか、玉川上水や野火止用水、市内の用水路などの歴史的な遺跡や、武蔵野の原風景とされている貴重な屋敷林も存在しています。
- (3) さらに、小平の新田開発に関する膨大な資料や地域に関する資料が、市内の図書館、鈴木遺跡資料館、民具庫等の各施設に保存・整理・管理され、公開されていますが、今後、さらに市民に親しまれ活用されるようなしくみづくりが求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 市内の貴重な遺産が、次世代へ継承され、また多くの市民に親しまれるように働きかけを行っていくとともに、後世へ伝えるべき歴史・文化資料の整理・保全、また活用を十分に行うことが必要です。
- (2) 郷土に伝わる伝統芸能などは、歴史・文化関係団体、また地域や学校などと連携し、保存・継承していくために後継者の育成を図るとともに、みんなに喜ばれ、親しまれるための発表の場を積極的に確保し、広めていく必要があります。
- (3) 今後、地域に関心が高まることが予想されるなかで、現存する貴重な地域資料をもとに、小平の歴史を記録し、広く理解してもらうために、小平の市史の編さんに着手していく必要があります。(後述「図書館サービス」に再掲あり。)

【本計画における基本方針】

- (1) 歴史的にも貴重な作品や資料で、市で維持管理が可能なものについては、その情報の電子化・蓄積を行い、また広く市民に知られ気軽に活用されるように、整理や保存をさらに進めます。
- (2) 歴史的な遺跡については、市有地以外にあるものや歴史的建造物等の指定を受けているものがあり、今後は関係機関との調整・協議のなかで、市としての活用を図るこ

とができるように努めていきます。

- (3) 貴重な民俗芸能としての「鈴木ばやし」は、小平に残る唯一の郷土芸能であり、未来への伝承・保存を行い、さらに若い世代に郷土芸能の魅力や楽しさを知ってもらうために、そのしくみづくりと発表の場を確保していきます。
- (4) 市制施行50周年を節目に、小平の歴史を記録し広く理解してもらう必要から、内外の貴重な資料をもとに、小平の市史の編さんを検討し着手します。(「図書館サービス」に再掲あり。)

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 平櫛田中館記念館・展示館の用地購入
- (2) 平櫛田中館の維持管理の充実
- (3) 小平ふるさと村、鈴木遺跡資料館、民具庫の計画的改修・補修等の実施

〔非施設事業〕

- (1) (仮称) デジタルミュージアムの実現 (再掲)
- (2) 平櫛田中作品の計画的な修復
- (3) 収蔵民具を活用した回想法による思い出ふるさと事業の実施
- (4) (仮称) 「図説 郷土こだいら」の刊行
- (5) 文化財総合調査の実施と解説書の作成
- (6) 伝統的な民俗芸能の保存と伝承
- (7) 小平市史編さん事業の実施

(大分類) 第2章 快適で、ほんわかとするまちをめざして 緑・水・環境

(中分類) 第1節 貴重な緑を生み出す。(緑)

(小分類) 1 公園と緑

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内には地域の人々が身近に利用できる公園として、街区公園、近隣公園などが確保され、木々や草花によって、うるおいの空間を創出するとともに、レクリエーション活動や避難場所としての空間を創出しています。
- (2) 今まででは市立の公園を設置し緑の確保に努めてきましたが、都市化により適地が減少していくなかで、従来のように行政によって緑の空間を確保していくことは、財政面においても大変に困難な状況になっています。
- (3) 近年、一戸建ての宅地開発やマンション建設等による宅地化が進み緑が年々減少する傾向にあるなかで、貴重な都市の緑を絶やさないで保全しようとする市民の声が年々大きくなっています。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、市民の知恵や提案を活用し、地域の特性を生かした特色ある市立公園の整備を進めることが求められており、維持管理を含め、市民とともに考えていく必要があります。
- (2) 市内にはまとまった樹林地などが点在していますが、いずれも民有地であることから今後は減少していくことが予想され、市としても少しでもその保存に努めることが必要です。
- (3) 一方、市内の土地は、そのほとんどが民有地であることから、今後、市民一人ひとりがその緑の創出や保全について取り組んでいくことが必要であり、生垣化や、壁面の緑化などを図るとともに、公有地や公共施設については屋上の緑化、校庭の芝生化などの工夫が必要です。そしてこれからは、官民を問わず、緑空間を市民共通の「公共財」として創出し、「緑視率」の向上も含めて、緑の空間を維持・創造していくことが求められます。

【本計画における基本方針】

- (1) 市全体の緑に関する「ランドデザイン」として、新たに「緑の基本計画」の見直しを行い、小平の緑化に関する基本的な考え方や対応などを明らかにしていきます。
- (2) 従来の市立公園については、日常の維持管理を図りつつ、地域の特性を活かした特

色ある公園としてリニューアルしていくとともに、プレイパークのような新しい試みについても実現をめざし、市立公園の持つ魅力を維持していきます。

- (3) また、緑化重点地域の小平グリーンロード(市内一周緑道)や、歴史ある街道沿いなど現存する緑を保存していくために、資金の調達を含め検討を行い、優先順位をつけて樹林地等の確保をしていきます。
- (4) 民有地内における新たな緑空間を創出するために、「花のある風景」や「オープン・ガーデン」など、効果の上がるしくみを検討し実施するとともに、市民による緑の空間を広く演出し支援します。
- (5) 公有地や公共施設における新しい緑の空間を生み出すために、公共施設の屋上や校庭の芝生化などの緑化を推進していきます。
- (6) これからは市民一人ひとりが身近で容易に緑空間を実現できるように、新たなしくみづくりについて、市民と行政が協働して検討していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) (仮称)延命寺公園・(仮称)小川町二丁目地域センター公園の整備
- (2) プレイパーク設置の検討
- (3) 樹林地の用地取得の実現(上水新町、上水新町地域センター南、たかの台、上水本町など)
- (4) 公共施設への屋上緑化・芝生化等の推進

〔非施設事業〕

- (1) 緑の基本計画の改訂
- (2) 緑の公募債の検討
- (3) 保存樹林保全管理の充実
- (4) 花のある風景やオープン・ガーデンの創出
- (5) 公園・道路等ボランティアの推進

(中分類) 第1節 貴重な緑を生み出す。(緑)

(小分類) 2 公共の緑

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 歴史や自然環境を残す玉川上水、野火止用水、狭山・境緑道、小金井公園などには、多くの緑が存在し、市民の憩いの場や健康づくりの源になっています。しかし、これらの緑の多くは国や東京都の敷地内にあり、市が直接に管理を行っていないことから市の事業を進める場合、調整に多くの時間がかかるのが現状です。
- (2) また、市内の大規模な事業所や関係機関の敷地の緑も、緑の保全には重要な役割を担っており、それらの緑化や維持推進事業は市民生活へ大きな影響を与えるため、沿道の塀の緑化をはじめとして、大規模な事業所や関係機関のさらなる緑化への協力が求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 市有地以外の公有地の緑の保全を推進していくために、維持管理を含めて、積極的に国や東京都などの関係機関と調整し、連携してその維持や具体化に努めていく必要があります。
- (2) 民有地、特に大規模な事業所についても、緑化事業の推進が周囲の環境や市民に対して大きな効果を持っていることから、さまざまな機会を通じて事業所の敷地内や道路沿いの緑化の推進を要請していくとともに、事業所、行政、さらに市民の参加も含め、さらなる緑化推進のための啓発や効果的な事業を展開していく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 市の主要な緑地を占めている市所有以外の公有地の緑地が果たす役割について、国や東京都等の関係機関と共通認識を持ちながら、小平グリーンロード(市内一周緑道)をはじめとする貴重な緑を生かし、市の緑化施策を積極的に展開します。
- (2) 大規模な事業所、寺社など市有地以外の安定した緑地についても、事業所などと行政の役割を明確にしながら、さらなる保全と活用を工夫して進めます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 緑の保全に対する国や東京都等との連携
- (2) 大規模事業所等への緑化の推進の要請
- (3) 市民協働を含めた緑化推進の啓発事業の推進

(中分類) 第2節 水環境の再生をめざす。(水)

(小分類) 1 水循環の形成

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 多摩地区でも早期の下水道施設の全市域整備によって、市民が快適な生活を過ごすことができるようになり、さらに市内の西側3分の2の区域については、合流式として雨水も雑排水とともに下水へ流せるようになっていきます。
- (2) しかし、雨水をすべて下水道施設で処理することについては、一時的に大量の降雨があった場合の雨水処理においては有効ですが、反面、環境面からは必ずしも良いことばかりではなく、地下水の涵養や河川の水質保全へ影響を及ぼすものとなります。
- (3) 環境面で地下浸透の重要性が求められているにもかかわらず、一方では雨水地下浸透のメリットや重要性について市民の間では十分に認識されておらず、また雨水浸透施設の設置に対する助成制度の活用も必ずしも十分でないのが現状です。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、道路や歩道の舗装を行うときは浸透性の高い舗装を促進するとともに、ほかの事業を実施するときにも可能な限り地下浸透されやすい工夫を行い、環境にやさしい水循環社会の実現に向けていっそうの推進に努める必要があります。
- (2) 市民一人ひとりが、本来の水環境が持つ機能の重要性を再認識することが必要であり、また市では雨水浸透施設の設置のメリットや啓発活動について、さらに促進していく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 地球にやさしい地下水の涵養という立場で、雨水浸透促進事業を推進し、雨水の浸透を図ります。
- (2) 環境を考えた市民一人ひとりによる雨水の有効利用の工夫について、今後も、市としてさまざまなかたちで支援をしていきます。
- (3) 公共下水道事業を推進するなかで、主に市内地域のうち東部の分流地区(荒川右岸処理区)において、さらに雨水浸透施設の設置を含め雨水排水施設の整備を推進していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 合流式下水道区域への雨水浸透柵・雨水貯留施設の設置
- (2) 市庁舎雨水利用施設の改善
- (3) 公共下水道分流式雨水事業の推進
- (4) 公共下水道合流式・分流式汚水事業の実施

〔非施設事業〕

- (1) 雨水貯留槽購入費の補助
- (2) 水循環の環境学習の充実（ふれあい下水道館）

(中分類) 第2節 水環境の再生をめざす。(水)

(小分類) 2 水辺環境の再生

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内を流れる用水路は約5.1kmにもおよび、かつては玉川上水、野火止用水とともに新田開発に大きく貢献しましたが、現在は、そのほとんどが本来の役目を終え、生活用水より、むしろ水辺環境の面でその役割が大きく期待されています。
- (2) 玉川上水や用水路については、周囲の土手の崩落や高木の密生などの課題が生じており、武蔵野の自然や景観を維持しつつも、それらの課題解決が望まれているところです。
- (3) 地方分権の流れのなかで、用水路が自治体へ譲与され、以来、市で保全と管理を行っていますが、利用の仕方や保全の方法等で、近隣の関係者との調整が必要であり、またさらなる水辺環境を再生させていくことについては、近隣関係市民、行政、そして用水の活用を切望する市民が一体となり、知恵を出し合うことによって、その地域の特性に応じた活用の方法を検討する必要があります。

〔今後の課題〕

- (1) 永い間、地域社会で愛され、実用面で使用され管理されてきた用水路については、近隣関係市民の理解や協力のもとに、市民が水に親しむことができる環境空間として実現していくことが重要で、水辺に親しめる「春の小川」の創生、多様な生物と共生できるような水辺環境の整備が必要となります。
- (2) 水辺環境の再生については、用水とともにビオトープなどの環境や生態系にもやさしい特徴ある公園づくりを通じて、市民・団体・行政の間における施設維持管理を含めた息の長い協働のなかで実現していく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 用水近隣の関係市民の理解・協力のもとに、用水路のネットワーク形成を明らかにし、新たな視点で「用水路の活用ビジョン」として再構築します。
- (2) 用水路の活用について市民とともに検討を行うとともに、地域の特色を活かした用水路の整備を進めます。また市民との協働による新しいかたちとして、用水路を活用したビオトープ公園などの整備を行っていきます。
- (3) 近隣の関係者だけでなく広く市民に参加を募ることによって、市民協働による新しいかたちの用水路の維持管理を検討していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 上水本町ビオトープ公園の整備
- (2) 用水路親水整備事業の実施（春の小川の創生）
- (3) 用水路保全整備事業の実施（春の小川の創生）

〔非施設事業〕

- (1) 「用水路活用計画」の見直し
- (2) 市民協働による用水路の維持管理の実施

(中分類) 第3節 地球環境を視野に入れる。(環境)

(小分類) 1 地球環境への配慮

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 社会の進展にともなう大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や、利便性・効率性を追及した人々の生活形態の変化は、今や地球規模でさまざまな問題を発生させるにいたっています。
- (2) なかでも、地球温暖化の具体的な防止については、「京都議定書」の発効によって各国で温室効果ガス削減の取り組みが始まっていますが、解決策の実施にあたっては、国民一人ひとり、また事業所単位として、従来の生活形態や自己の経済活動のあり方について、具体的でかつ大胆な見直しの実践が求められています。
- (3) 都市の_____過ぎやすい生活環境や美しい都市環境を維持していくために、市民一人ひとりが近隣への配慮を心がけ、また環境美化の考え方を取り入れ、継続して実践していくことにより、一定の成果を上げています。

〔今後の課題〕

- (1) 今まで以上に、市民・事業者と行政とが一体になって、地球環境への配慮の意識を高めるための機会の提供に努め、環境学習や情報提供を充実し、また相談体制や参加のしくみを整備し具体的な参加を進めることによって、より効果を上げていくことが必要です。
- (2) 地球環境への配慮の認識を市民一人ひとりが高めてくるとともに、まず、従来の環境を犠牲にした「便利で快適な」生活形態を変えていくことが最も重要なことであり、持続可能な社会を実現していくためにも、環境美化の視点も含めた気軽で実践しやすいしくみや制度を、市民・事業者とともに作り上げていくことが求められます。また近隣公害への配慮を心がけるような啓発や情報提供が必要です。
- (3) 今後は、地球環境への配慮を具体的に実行していくために、温室効果ガスの削減として、省エネルギー化を進めるとともに、既存エネルギーの石油などに代わる環境にやさしい新しいエネルギーの利用を、広く普及させていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 各家庭や各事業所における温室効果ガスの削減のために、具体的な数値目標を設定し、その実践・達成のための工夫を行います。
- (2) 次世代へ続く環境学習のさらなる継続と、地球にやさしい環境を維持するために必要な情報の提供により、きめ細かい啓発事業を推進します。

- (3) クリーンなエネルギーへの変換を図るために、化石燃料にかわる環境にやさしい新しいエネルギーの活用を進めるとともに、広く啓発ための事業を推進します。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 市庁舎太陽光発電装置の導入の検討
(2) 市庁舎雨水利用施設の改善（再掲）

〔非施設事業〕

- (1) 具体的な数値目標を設定した地球温暖化のためのCO₂の排出抑制の実現
(2) 環境学習の充実・発展と環境意識の啓発
(3) 環境美化推進モデル地区の拡大
(4) 違反広告物除去活動員事業の推進（再掲）
(5) 環境負荷の少ない公用車の導入
(6) 環境負荷低減のための市環境率先行動計画「エコダイラ・オフィス計画」の推進
(7) 地域エネルギービジョンの策定
(8) 新エネルギー導入費補助の検討

(中分類) 第3節 地球環境を視野に入れる。(環境)

(小分類) 2 資源循環のまちづくり

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 資源循環については、リサイクル運動から発展し、ようやく国による法の整備やシステムづくりなど広域的な対応がとられてきており、市においても資源循環や廃棄物の発生抑制の実践・啓発に努めるとともに、再資源化にも積極的に取り組んでいます。
- (2) 廃棄物の発生抑制への気運が高まる一方で、ごみの中間処理施設(小平・村山・大和衛生組合)の老朽化や、最終処分場の延命化への対応が求められてきています。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、市民や事業者に対して廃棄物そのものの減量や再資源化の促進を働きかけるとともに、ごみ減量化対策の一環として、家庭ごみの有料化についてさらに検討していく必要があります。
- (2) 広域的な取り組みのなかで、最終処分場の延命を図るためのエコセメント化施設について、安定的で効果的な運営をめざすことが求められます。
- (3) 廃棄物発生抑制は、生産段階からの取り組み・しくみづくり・法整備など根本的な対策が必要となりますが、関係機関への働きかけとともに、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが重要なこととなります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後も、ごみの排出抑制、再使用の促進、再生利用の推進、を徹底し、数値目標の実現に向けて、廃棄物の減量をめざします。
- (2) 市民一人ひとりの廃棄物の減量を実現するために、ごみの中間処理施設(小平・村山・大和衛生組合)の部分更新を進めるなかで、家庭ごみの有料化に向けてさらに検討していきます。
- (3) 循環型社会の実現のための啓発を進めるとともに、多くの市民の参加によってその実現のための、地域のネットワークを形成し連携を強化します。
- (4) 構成する自治体とともに、中間処理施設や最終処分場の広域的な再整備を行い、また必要とされる施設について検討していきます。
- (5) 広域的な課題の解決や法整備の必要性など、必要に応じて、国、東京都、事業者など関係機関などへの働きかけや要請を展開していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 小平・村山・大和衛生組合における資源物共同処理施設の更新

〔非施設事業〕

- (1) 数値目標を視野に入れた発生抑制の意識啓発と市民活動への支援・協働
- (2) 家庭ごみ有料化と戸別収集のさらなる検討（小平・村山・大和衛生組合における資源物共同処理施設の更新にあわせ）
- (3) 再利用の集団回収への補助と有機資源リサイクルの推進
- (4) 容器包装プラスチックのリサイクルの推進
- (5) 広域処分組合のエコセメント事業の安定的運営への支援と最終処分場の延命化
- (6) 広域的な課題や法整備等についての関係機関への要請

(大分類) 第3章 健康で、はつらつとしたまちをめざして

次世代育成・健康福祉・教育・生涯学習

(中分類) 第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

(小分類) 1 子育て支援

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 都市化の急激な進行をはじめさまざまな要因による、少子化、晩婚化、核家族化、夫婦共働き家庭の増加は、家庭や地域での子育て機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境に大きな変化を与え、子育て環境の低下とともに深刻な出生率の低下をもたらしています。
- (2) これまでの子育て支援は、子育てと仕事の両立への支援が中心でしたが、これからは少子化の流れを変えることを目的としながら、在宅で子育てを行っている家庭も含め、すべての子育て家庭に対する支援が必要となります。
- (3) 家庭環境や地域環境が変化しているなかで、兄弟姉妹が少なくひとりで遊ぶなど子どもの生活環境も様変わりしてきており、また社会状況の変化のなかで子どもが地域で安心して過ごすことが難しくなっています。

〔今後の課題〕

- (1) 次世代を生きる子どもを安心して生み育てられるように、子育てを行うすべての人たちが、子育てにともなう喜びや楽しさを実感することができる社会を形成するために、地域における子育て支援サービスを充実していく必要があります。
- (2) 子育ては、親が基本的には責任を負うという共通の認識のもとで、地域の多様な社会資源を十分に活用し、地域ぐるみで子育て支援を進め、少子化の流れを変えていく必要があります。
- (3) 子どもが地域のなかで健やかに育っていくためには、学年の違う友だちや地域の人たちとの関わりのなかで、さまざまな考え方を吸収し交流の輪を広げていくことが重要であり、また放課後などに安心して過ごせる場所の確保が必要となっています。

【本計画における基本方針】

- (1) 子育てを行うすべての人たちが子育ての喜びや楽しさを実感できるように、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て中の家庭への経済的な負担の軽減を図ります。
- (2) 家庭・地域での子育て機能の低下などから増加する子どもへの虐待等の問題に対し

て、子育て支援のネットワークの構築や子育ての相談機能の充実を図っていきます。

(3) 子どもが豊かな心や社会性を身につけ、また放課後など地域で安心して過ごせるような場の提供を進めていきます。

(4) 次代の親となる青少年が、子どもを産み育てる意味やいのちの大切さなどを理解することができるように、その機会や環境づくりを進めます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 小川町二丁目児童館の建設（地域センター併設）
- (2) 小川町一丁目地区児童館の建設（地域センター併設）

〔非施設事業〕

- (1) 児童館事業充実のための検討
- (2) 子どもつどいの広場事業の充実
- (3) ファミリー・サポート・センター事業の充実
- (4) 乳幼児医療費助成制度の拡大
- (5) 子ども家庭支援センターの児童虐待防止機能の強化
- (6) 児童虐待防止ネットワーク事業の推進
- (7) 乳幼児と青少年のふれあい体験事業の実施
- (8) 学童クラブの事業運営の充実
- (9) 市庁舎内保育コーナー開設の検討

(中分類) 第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

(小分類) 2 保育サービス

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 社会情勢の変化にともなう保育サービスの課題のうち、保育園の入園待機児については、保育需要に対応する受け皿づくりのための幼稚園を含めた社会資源の活用が充実するなど、これまでのさまざまな保育施策の展開が効果を上げ、着実に減少してきており、受け入れについては量的にはほぼ可能な状況に変化しています。
- (2) 現在では、家庭の子育て環境の変化から保育サービスの内容が変化し、また社会生活における価値観も変化していることから、保育の需要を的確に把握し効果的に対応することや、サービスを受けるときに利用しやすいように、情報の提供やしゆきを簡素化することなどが求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、子どものみならず、子育て家庭の保護者の就労など生活状況を十分に考慮し、延長保育、休日保育、一時保育、病後時保育等の多様な保育の需要に対して柔軟に即応できるようにするとともに、相談・交流を含めた支援の体制づくりが必要です。
- (2) 多岐にわたる保育サービスを利用しやすくするために、積極的な情報提供や手続きの簡素化を図るとともに、サービスへの評価システムの導入を進め、また民間部門の活用による工夫も含めて、たえず利用者にとって効果の高いサービスを供給していくことが必要です。
- (3) 少子化社会の到来と保育需要の多様化は、今後、ますます保育園と幼稚園の距離を近くさせることになり、教育の時間と保育の時間とを連続させたり、融合させたりすることにより、保育園と幼稚園のさらなる連携が促進されることが予想されます。

【本計画における基本方針】

- (1) 市全体での保育サービスの待機状況の解消を進め、さらに多様な保育サービスの充実を図りながら、地域の身近な保育サービスの課題についてもきめ細かな対応をしていきます。
- (2) 保育施設で行うサービスの安全管理については、質のいっそうの向上をめざすとともに、出産や子育ての負担感を和らげ出生率の向上を図るため、子育て支援のためのネットワークをさらに充実します。
- (3) 今後も民間部門で好評な保育サービスのノウハウやサービスそのものを活用して、園児や利用者に保育環境の充実やサービスの質を確保していくとともに、求められて

いるさらなる多様な保育サービスの向上をめざし、現在の保育施設の運営について、民間のより柔軟な運営主体への移行を中心に、具体的な検討を行い、試行をめざします。

- (4) 保育サービスとして利用しやすく、また幼児教育の面でも配慮されるように、市内の保育園と幼稚園の総合的な連携をめざします。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 公立保育園（認可園）の保育環境の充実（建替え・改修等）

〔非施設事業〕

- (1) 多様な保育サービスの推進（長時間延長・一時・休日・病後児・年末保育等）
- (2) 認証・認定保育施設の充実（認定保育室の認証保育所への移行等）
- (3) 私立保育園（認可園）の保育環境の充実（小規模保育所の運営の充実等）
- (4) 公立保育園（認可園）運営の充実（民間移管を含めた再編成）
- (5) 保育料基準等の適正化の検討
- (6) 幼稚園アットホーム事業等の推進

(中分類)第1節 次世代のすこやかな育成や多様な生き方を支援する。(次世代育成)

(小分類)3 多様な生き方の尊重

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) すべての人が共にその生き方を尊重しあい、社会の一員として人格が保障され、個人の個性や能力を十分に発揮することができる社会が求められており、男女の性を尊重し、また男女が平等である社会のさらなる実現に向けて、さまざまな施策が国や自治体において展開されています。一方で制度や慣習のなかには、男女の固定的な役割分担等の考え方も強く、男女平等への理解や認識のために、よりいっそうの啓発活動が必要です。
- (2) 近年では、パートナー間の暴力が顕在化し社会問題となっており、暴力や虐待の被害者の保護、また自立のための支援など迅速な対応が求められています。
- (3) 社会の成熟とともに価値観が多様化し、生活の選択肢が広がるなかで、青少年にとってもさまざまな社会的要因から影響を受けやすい状況があり、その成長過程が社会問題化しています。

〔今後の課題〕

- (1) すべての人が、性別などに関係なく個人として尊重され、また相互に尊重しあう真の平等な社会を実現することが重要であり、そのためには、地域の理解や社会全体の理解の向上をめざす取り組みが必要となります。
- (2) パートナーからの危害を受けるのは女性であることが多く、被害者保護のためのシェルターの確保や自立支援のための相談事業の充実や、さらには社会全体で支援しさまざまな課題を解決していくための行政・関係団体との連携が必要であり、息の長い対策や意識向上のための啓発活動が必要です。
- (3) いろいろな情報が溢れるなかで、価値観の変化や意識やモラルの低下が見られ、暴力や薬物のような青少年の非行についての課題が顕著になってきており、原因を明らかにし対応を図る必要が生じてきています。

【本計画における基本方針】

- (1) あらゆる人々の多様な生き方を尊重するとともに、一方、男女平等についての条例制定の検討を含め、あらゆる分野に対して男女平等_____の推進をめざします。
- (2) 離婚や非婚なども含め人々の多様な生き方への支援や、暴力・虐待から守るための相談機能を充実し、適切な助言や支援を行うなかで信頼される自治体をめざします。
- (3) 確かな将来を維持していくためには青少年の健全成長が重要であり、家庭・学校・

地域、行政が連携し、青少年や保護者に対していろいろな機会を捉え、積極的に情報の提供や啓発活動を行っていく必要があります。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) アクティブプラン 2 1 (男女共同参画推進計画) の改訂
- (2) 男女平等についての条例の検討・制定
- (3) 男女共同参画センターの充実
- (4) 男女共同参画の啓発広報誌の発行、フォーラムの開催
- (5) 女性相談機能の充実
- (6) 青少年育成プランの改訂
- (7) 青少年センターの充実
- (8) 青少年のための講演会・啓発キャンペーンの実施

(中分類) 第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。
(健康福祉)

(小分類) 1 健康づくり

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 社会に「ゆとり」が求められ、さらに高齢化にともない自らの健康への関心が高まり、人々の間であらゆる面で健康志向が定着しています。特に近年では、生活環境や社会環境の変化に伴うストレスの増加や、いわゆる「生活習慣病」が増加し、健康診断や健康相談を受け、みずから予防する市民も増えています。
- (2) あらゆる世代が自分の健康に関心を持ち健康づくりをするために、早期からの予防への啓発や諸施策のいっそうの充実が求められており、治療にいたる前の段階としてのスポーツを含めた健康づくりが予防とともに注目され、高齢社会も視野に入れた総合的な健康づくりが求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 健康づくりは、市民一人ひとりがみずから実践することが最も大切なことであり、健康であることは、自分も周囲も充実した豊かな人生を過ごすことができることを意味します。今後は、子どもから大人まであらゆる人々が自分の健康に関心を持ち健康維持ができるような、またスポーツを含めた予防に重点を置いた施策の展開が必要となります。
- (2) 高齢社会を迎え、生活習慣病や介護予防などの情報の提供とともに、医療機関と連携しながら、少しでも元気な高齢者であり続けることの必要性について、啓発のための事業を展開していくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 子どもから高齢者まですべての人が健康で健やかに過ごすことができ、また活力ある地域社会を実現するために、健康づくりから疾病予防まで、世代や分野を超えた包括的な健康づくりを推進していきます。
- (2) 今後、行政として保健・予防体制を充実していくとともに、地域の医療機関をはじめとした関係機関同士の地域ネットワークづくりを進め、連携を高めていくなかで、個人の健康づくりを側面から支援していきます。
- (3) 健康づくりの基本は、市民一人ひとりが健康への認識を持ち、楽しみながら努力し継続していくことが最も重要となることから、子どもに対する食育についての環境づくりや、市民一人ひとりによる病気になるための健康づくりの推進を支援してい

きます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 親と子のメンタル相談事業の充実
- (2) 母子保健ネットワーク事業の充実
- (3) 3歳児経過観察健康審査(心理)事業の充実
- (4) 健康教室事業の充実
- (5) 食育推進事業の実施
- (6) 乳幼児歯科相談事業の充実
- (7) 介護保険による介護予防・包括支援事業の実施(再掲)

(中分類) 第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。
(健康福祉)

(小分類) 2 高齢者福祉

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内の高齢者は、平成32年には人口の約5分の1に達すると予想され、いよいよ今だ経験したことのない高齢社会が到来します。高齢社会においては、元気な高齢者については、より生きがいを体感できる施策、また就労・就学や社会参加への支援策が必要であり、介護を必要とする高齢者については、地域や社会全体でケアのできる体制が必要となります。
- (2) 高齢社会が進むにしたがい、ねたきりや認知症など介護を必要とする高齢者が増えてくることとなりますが、今後は民間事業者やNPO団体等を含めた幅広い支援体制が必要となります。
- (3) 介護保険制度が導入され、介護を必要とする高齢者に対して、一定の保険料の負担と同時に介護程度に応じてサービスの提供が可能となりましたが、これから先、急速な高齢化が進むなかで、要介護高齢者の増加が予想されます。

〔今後の課題〕

- (1) 元気な高齢者については、社会参加が可能なくみづくり、すなわち地域内の就労機会の確保、また生涯学習等への参加の機会の確保、さらにボランティアへの参加の機会の確保が必要となってきます。
- (2) 支援を必要とする高齢者に対しては、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの整備を中心として、相談体制や介護予防のための各種の事業を推進し、自立に向けての支援の取り組みを行う必要があります。
- (3) 一人暮らしの高齢者や地域における高齢者の孤独感を解消するためには、地域のなかで交流できるネットワークの形成や充実を図るなど、不安感・孤独感のない生活への支援を地域及び行政が一体になって行う必要があります。
- (4) 高齢者やからだの不自由な人が地域で快適に生活するためには、生活空間でのバリアフリー化が必要であり、また地域のなかでお互いが支えあうようなしくみづくりが必要です。
- (5) 介護を必要とする高齢者の急速な増加により、サービスの供給量が増大しそれに伴う社会保障費の増加が懸念されますが、施設サービスと在宅サービスのバランスを考慮し、高齢者が少しでも長く元気で過ごすことができるような対策を講じていくことが課題となっています。
- (6) 高齢社会のなかで、やがて多くの人々が人生の終末を迎えることとなりますが、高

高齢者の「尊厳の保持」としての側面からも、住み慣れた地域で安心して老いを迎えられるように、地域ケアの充実を図っていくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心とした地域ケアの体制の充実や、介護予防のための各種在宅福祉サービスの推進を行っていきます。
- (2) 元気高齢者に対する社会参加の機会の確保や生きがいつくりの推進を行っていきます。
- (3) 高齢者やからだの不自由な人が安全で快適にくらせるまちづくりを進め、いつでも地域社会に参加ができるようなしくみを実現していきます。
- (4) 高齢者の急速な増加のなかで円滑な介護保険サービスを維持していくために、介護予防サービスの重点的な取り組みを展開するとともに、地域における包括的支援を進めていきます。
- (5) 地域で安心して老いを迎えるためには、在宅ケアや地域ケアを家族とともに考え、支えていくことが重要であり、制度の充実とともに家族の支え方についてもいろいろな機会を通じて情報を提供し、また啓発していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 市立施設のバリアフリー化のための改修（地域センター、公民館等）

〔非施設事業〕

- (1) 地域福祉・高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定
- (2) 元気な高齢者の社会参加や生きがいつくりの推進
- (3) 福祉のまちづくり推進計画の改訂
- (4) 福祉サービス総合支援事業（成年後見制度）の推進
- (5) 福祉サービス第三者評価受審支援事業の実施
- (6) 介護保険による介護予防・包括支援事業の実施
- (7) 介護保険導入に伴う低所得者負担軽減の継続

(中分類) 第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。
(健康福祉)

(小分類) 3 障がい者福祉

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内にはさまざまな障がいのある人たちが生活していますが、今後、障がい者の高齢化が進むとともに、一方では、障がいの重度化や重複化なども進むと思われます。
- (2) また、障がいのある人たちがいつまでも在宅で生活できるように、また雇用の課題も含め自立した生活を自ら選択することができるような、総合的かつ効果的な支援のあり方が求められています。
- (3) 障がい者の福祉サービスについては、支援費制度として措置から契約への転換が図られ、自らサービスを選択して提供が受けられるようになりました。

〔今後の課題〕

- (1) 重度の障がい者への支援については、あくまでも法内の支援が基本となりますが、少しでも住み慣れ親しんだ地域で、安心して過ごすことができるように、地域における相談・支援のさらなる整備を進めることが必要となります。
- (2) 今後は、地域で自立し生活していくための在宅福祉サービスの充実、移動手段の確保、グループホームの充実などのほか、生活の質を上げていくための日中活動の場や就労支援などが必要となります。
- (3) さらに、障がいのある人たちへの雇用については、機会の拡大に向けて事業者への理解や啓発活動を行うとともに、ハローワークをはじめ障害者職業センターなどのさらなる連携やしくみづくりが必要です。
- (4) 支援費制度は一定の負担とともに福祉サービスの提供が受けられますが、それに伴うサービスの供給量が増大しており、国における制度の見直しの検討とともに、あわせて障がい者の自立の促進や社会への参加を支援する必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) これからも、障がいのある人たちが自立した生活をしていくための在宅福祉サービスの充実や、グループホームへの支援、また生活支援へのサービスなどを進めます。
- (2) 障がいのある人たちの就労支援のための相談機能の充実や、地域就労支援事業の推進によって、障がいのある人たちの雇用機会の拡大を図ります。
- (3) 支援費制度の導入により、サービスを必要としている障がい者への一定のサービスの提供が可能となりましたが、今後、さらにサービスの充実を図るとともに、円滑に

制度が継続していけるように、支援費制度の見直しについて国へ要請するとともに、サービス全体について検討を進めます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 障がい者福祉計画の策定
- (2) 障がい者地域自立生活支援センター事業の推進
- (3) 障がい者グループホーム支援費等の支援
- (4) 障がい者就労支援事業の推進
- (5) 支援費制度など制度に対する国・東京都などへの要請

* (障がい者福祉サービスについては、障害者自立支援法制定に伴い記載内容変更予定)

(中分類)第2節 健康で快適な生き方を支援し、自由で自立した生活の向上をめざす。
(健康福祉)

(小分類)4 社会保障

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1)長引く国内景気の低迷がやや回復基調にあるものの、急速な高齢化の進展を踏まえ、雇用不安や日々の暮らしの保障、また老後の生活設計など、人々の今後の生活や将来への不安感は拭いきれない状況にあります。また今後、高齢社会において、介護を必要とする人々の増加が予想されるなかで、高齢者医療や介護保険における、よりいっそうの給付水準の確保と安定した保険財政基盤が求められています。
- (2)国民健康保険については、「地域の保険」として重要な役割を担っていますが、企業からの切り替えや、高齢化、医療の高度化にともない医療費の給付が増大し、国民健康保険事業特別会計のなかではまかないきれず、市の財政を圧迫しています。
- (3)国民年金については、事務の多くは国に移管されましたが、高齢化とともに年金受給者が_____増加するなかで、少子高齢化にともなう世代間の不公平感が増大し、年金の未加入や未納が課題となっています。
- (4)生活保護については、国民の最低生活を保障する制度であり、どこに住んでいても等しく対応すべき事業ですが、昨今の社会経済状況を反映し、受給者が増加しています。
- (5)高齢者の介護については介護保険制度の創設により、保険料の負担と同時に要介護程度に応じて、必要な介護サービスの提供が受けられるようになり、また障がい者の福祉サービスについても、支援費制度の導入で措置から契約に移行したことにより、一定の応能負担をしつつ、サービスを選択し提供が受けられるようになりました。

〔今後の課題〕

- (1)国民健康保険や高齢者医療の安定化を図るためには、医療費の適正化や必要に応じた負担の見直しを図るとともに、医療保険制度の抜本的な改革について引続き国に対して要請していく必要があります。
- (2)国民年金については、制度や趣旨のPRとともに身近な相談機能が必要であり、また将来への不安を解消するために、運営や改革について引続き国に要請していくことが必要です。
- (3)生活保護の受給者に対しては、制度の適正な運用のほか、いかに自立支援を行っていくのが主要な課題となります。
- (4)高齢者の介護保険制度や障がい者の支援費制度については、いずれも制度改正とともにサービスへの選択や利用の拡大が図られ、より充実したものとなりましたが、一

方では利用の増大に伴う財政負担が大きな課題となっています。

【本計画における基本方針】

- (1) これからの先行きが非常に不透明な中で、社会情勢の変化と連動した国民健康保険税の引上げ_____の必要性について__市民の理解を得るための検討や努力を行い、今後の市の国民健康保険事業の財源確保を図りつつ、東京都や関係機関と連携しながら、_____保険事業_____として可能な健康づくりのサービス__充実の工夫を行っていきます。
- (2) 国民健康保険制度の抜本的な改正や、将来への不安のないような年金制度への改革に関する要望について、これからも市長会等を通じて国等への要望を続けます。また身近な年金相談ができるように、市内への年金相談センターの誘致をさらに働きかけていきます。
- (3) 生活保護については、国の経済を安定させ雇用政策の充実を図ることが____重要であり、その実現に向けて国に要望していくとともに、対象者に対しては制度の適正な運用とともに、みずから努力し自立を実現できるように支援を行っていきます。
- (4) 介護保険サービスの給付の適正化と効率化をよりいっそう進めるとともに、要介護状態への予防を重視した「予防重視型システム」への転換を図っていきます。
- (5) 障がい者への支援費制度についても、給付の適正化や効率化を図るとともに、自立支援に向けてのさまざまなプログラムを設けていきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 国民健康保険事業維持のための国民健康保険税の見直し
- (2) 社会保障制度に対する国等への要請
- (3) 年金相談センターの市内誘致の要請
- (4) 就労支援員等の設置による生活保護受給者への自立支援
- (5) 社会保障制度の改正にあわせた市の施策の転換

* (障がい者福祉サービスについては、障害者自立支援法制定に伴い記載内容変更予定)

(中分類) 第3節 学力の向上と地域の連携を実現する。(教育)

(小分類) 1 小・中学校

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内の小・中学校においては、確かな学力の向上と豊かな人間性の育成を柱とした「生きる力」を身につけさせ、学習指導要領を踏まえ、さらに各学校が特色ある教育活動を推進していくことが期待されています。
- (2) 児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、また、不登校、いじめ、暴力行為などさまざまな問題を引き起こさないように、生活指導や人権教育の充実を図り、健全育成を進め、児童・生徒が安心して学校に通えるための取り組みが期待されています。また、児童・生徒の安全を確保するため、学校と家庭・地域が連携し、登下校時のスクールゾーンでの対応や、学区域での巡回・パトロールなどを実施しています。
- (3) 各学校がより充実した教育活動を行っていくためには、地域との連携が不可欠であり、幅広い経験や豊富な知識を持つ人材を広く活用しながら、今まで以上に学校の活性化を進め、児童・生徒からも、家庭・地域からも信頼される「開かれた学校」づくりを推進することが求められます。
- (4) 学校施設の耐震化を計画的に進めていますが、さらに今後も引き続き対応していくことが急務であり、災害時の地域の拠点施設としての補強なども求められています。また、大半の学校施設や学校給食センターは耐用年数を迎えつつあり、その対応も必要な時期にきています。さらに充実した教育活動を行っていくための情報基盤の整備や、学校図書館の充実などへの対応や、教職員の指導力の向上が求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 学期・学区域・学級編制など、教育制度の規制緩和や弾力的運用が進んできていますが、今後も、国の動きや制度の改正などを見極めながら、教育課題に適切に対応していく必要があります。また今後、児童・生徒の個々の教育ニーズに対応した支援を行っていく必要があります。それらに対応した教育環境の整備を計画的に行っていく必要があります。
- (2) 児童・生徒の安全については、学校と家庭・地域がなおいっそう連携し、家庭や地域における安全意識を高めるとともに、地域で子どもを見守る体制を強化していく必要があります。
- (3) より充実した教育活動を行っていくためには、学校と家庭・地域との連携が必要であり、今まで以上に学生や地域のボランティアの協力を得るなど、開かれた学校づくりを積極的に進め、学校がさまざまな活動を通して地域コミュニティの拠点となるように活性化し、さらに学校を支える地域の教育力が向上していくことが必要です。

- (4) 学校施設については、児童・生徒の安全を第一に優先し施設の耐震化を進めるとともに、あわせて耐用年数が到来している施設への計画的な対応が必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 教育委員会における「教育目標および基本的な考え方」に基づき、小・中学校においては、児童・生徒の学力の向上、社会性の育成、心身の健全な成長のための教育活動を推進していきます。
- (2) 児童・生徒が学校や地域で安全に生活し、また健全に育つように、学校と家庭・地域が連携して対応を図っていくとともに、安全管理体制の充実に努めます。
- (3) これからの小・中学校においては、学校を取り巻く周辺地域全体での協力や、地域交流、地域コミュニティづくりをいっそう推進し、地域の声を取り入れるなど地域に根ざした学校づくりをさらに進めます。
- (4) 今後、小・中学校施設は地域にとってもよりいっそう安全な施設として信頼されることが必要であり、地域の安全な拠点として、耐震化を含め実情に応じた施設整備を推進します。また、教育活動を進める上での情報基盤の整備や、学校図書館と市立図書館の連携を密に図っていきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 学校施設（体育館含む）の耐震補強・大規模改造（バリアフリー化含む）工事の実施
- (2) 教育制度の改変や児童・生徒数の増に伴う学校施設の増築
- (3) 学校施設および学校給食センターの計画的改修・設備機器設置の実施
- (4) 学校校庭の芝生化の検討・試行

〔非施設事業〕

- (1) (仮称)総合教育基本計画の検討
- (2) 学力向上と豊かな人間性の育成のための施策の検討
- (3) 教育課題に対応した教育環境（副読本、コンピュータ等）の整備
- (4) 教員の資質の向上を目指した研修の充実
- (5) 学校給食への地元産農産物導入の推進（再掲）
- (6) スクールカウンセリングなど教育相談の充実
- (7) 特別支援教育移行への対応
- (8) 学校安全・防犯対策の検討

- (9) 学校支援ボランティアや地域住民による学校教育への参画の促進
- (10) 学校施設および学校給食センターの備品の計画的買替え
- (11) 学校図書館の充実

(中分類) 第3節 学力の向上と地域の連携を実現する。(教育)

(小分類) 2 家庭・地域の教育

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 近年、子どもの犯罪や家庭内の虐待が注目されており、子どもたちを取り巻く家庭環境、社会環境が大きく変化している状況があります。また、犯罪の低年齢化、広域化、深刻化も指摘されており、学校教育とともに家庭における教育力、地域における教育力の向上が注目されています。
- (2) 子どもたちを取り巻く環境をより良く維持していくために、家庭、地域における役割は大きく、市民(地域社会)と行政による連携のなかで、さまざまな対策が講じられています。

〔今後の課題〕

- (1) 次世代を生きる子どもたちが社会への適応性を身につけ、人として健全な人生を送ることができるように、家庭・学校・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ、相互に緊密に連携し、社会全体で子どもたちの健全な育成を推進していくことが必要です。
- (2) 子どもたちの健全育成の取り組みを効果的に機能させるためには、各家庭、自治会や子どもの育成団体、行政機関との連携を含め、できるだけ早い段階から対応していくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 市内部に「(仮称)家庭・地域連携推進委員会」を設置するとともに、家庭や地域の人たちを対象に公民館の講座や市の出前講座、また市・関係機関の会議などの機会を捉えて、その場に出向いていき、子どもたちへの社会の基本的なルールやマナーについて、社会的な教育として啓発していきます。
- (2) 学校や家庭、また子どもの育成団体などをはじめとして、関係機関や団体間の横断的な連携を強化することによって、児童・生徒の総合的な健全育成を推進していきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) (仮称) 家庭・地域連携推進委員会の設置と推進
- (2) 地域教育サポートネットの充実 (地域教育連携推進事業 地域教育プラットフォーム事業)
- (3) 家庭や子育てをテーマにした公民館講座の実施
- (4) 青少年健全育成に関する啓発事業の推進

(中分類) 第3節 学力の向上と地域の連携を実現する。(教育)

(小分類) 3 幼児教育

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 近年の少子化など社会生活の変化を背景に、就学前の教育への関心が一段と高まっており、市内においてその重要な担い手である私立幼稚園においては、一方で多様な保育需要に対応する幼稚園アットホーム事業などを含めて、積極的に各種の事業に取り組んでいます。
- (2) これまでの私立幼稚園では、私学の特色を活かした各施設の特色づくりと、少子化の進行に対する各施設独自の方策や創意工夫によって、保育機能の充実など市民の期待に応え、高い就園率が維持されてきています。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、市内の私立幼稚園といっそうの連携を図り、地域や家庭の教育力を高めていくしくみを整備・充実させていくことが重要であり、各幼稚園と各保育施設などが地域で協調し、幼稚園が保育機能を含めた幼児教育の総合センター的な機能・役割を果たしていくことが求められます。
- (2) 私学の教育施設として経営の安定化をめざして、引続き幼稚園の設置者に対し学校法人化などを要請していくとともに、幼稚園と保育園の機能の総合化などを検討するなかで、さらなる就学前の教育機能の充実を図っていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後とも、市内の私立幼稚園とともに、家庭や地域の教育力を高めていくしくみを、私学の特色を活かしながら、より公共的な機能を担っていく視点から整備・充実していきます。
- (2) 少子化の進行するなかで、各私立幼稚園が地域で協調して、保育機能を含めた幼児教育の総合センター的な機能と役割を果たしていくために、幼稚園アットホーム事業など積極的に各種の事業に取り組み、多様な需要に対応していきます。
- (3) 市内の就学前教育を担う中心的な施設として、引続き幼稚園の設置者に対し経営の安定化をめざして学校法人化などを要請していきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 幼稚園・家庭・地域の連携事業の推進
- (2) 保育園との相互連携を含めた幼稚園アットホーム事業の推進（再掲）
- (3) 幼稚園の経営への支援

(中分類) 第4節 だれもがいきいきと学び豊かな心を育むまちをめざす。(生涯学習)

(小分類) 1 生涯学習の推進

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 現在市内には11カ所の公民館があり、各種の講座や自主的なサークル活動を通じて自ら学び、さまざまな文化学習活動を行っています。
- (2) 今後、高齢社会のなかで地域における仲間づくりや、高齢者の社会参加などが盛んになり、生涯学習の果たす役割はますます重要になってくることが予想されます。また今まで、社会教育として、主に青少年やおとなのための学習文化活動の機会を提供してきましたが、昨今、学習意欲は多様化し、その分野も多岐にわたってきていることから、市民自らが学習していくことも含め、今後、行政の関わる範囲やあり方についても大きな変化が求められています。
- (3) 現在、生涯学習においては、それぞれの団体での活動は活発に行われていますが、大学と地域といったようなつながりは、一部では見受けられるものの全体的にはまだ少ない状況であり、より広がりを持った生涯学習活動を展開していくためのしくみづくりが求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 行政が関わる部分と市民・利用者が自主的・主体的に活動していく部分を明らかにした上で、自主的な運営を促進し、市民・利用者の自立を促していく必要があります。
- (2) 民間においても多岐にわたって豊富で質の高い講座が提供されていることから、民間部分との連携やその活用により、従来から行政が担ってきた部分を時代に則して見直す必要があります。
- (3) 現在は、学習に関する情報や学習機会が豊富になり、行政が生涯学習の機会を提供する分野や内容には大きな変化がおきており、今後は、講座内容や施設の提供について、高齢化や家庭・地域での教育など多角的なニーズにあわせていくとともに、受益者負担の観点から施設利用や学習のコスト負担のあり方についても、市民・利用者・行政とともに十分な検討を行っていく必要があります。
- (4) 生涯学習でのさまざまなストックを蓄積させていくためには、他の公共機関や大学、民間企業、団体などさまざまな機関などと連携して、人から人へ、また地域社会、世代間、産・官・学・民を含めて、幅広いネットワークづくりをしていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後、地方分権時代の生涯学習にふさわしく公民館の果たす役割や行政の関わり方について市民とともに見直しを行い、時代に即応した新しい公民館のあり方について検討していきます。
- (2) 現在の仲町公民館については、近隣の仲町図書館との建替え時期にあわせて施設の統合化を行い、生涯学習の新しい拠点施設を実現します。
- (3) 行政が実施した講座のあとにできる自主団体の育成や、登録利用団体による公民館の利用という従来の形態から、徐々に行政の関わり方の範囲を見直しし、自主活動へと展開していくとともに、現在の公民館の利用について、受益者負担の観点からも施設利用や学習コストについてその負担のあり方を、市民・利用者を含めて十分検討を行っていきます。
- (4) これからの生涯学習活動を支えるさまざまなストックを蓄積するためにも、大学や関係機関、企業、他団体などと連携し、幅広いネットワークづくりを進めていきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 仲町図書館との合築による仲町公民館の開設

〔非施設事業〕

- (1) 新しい公民館のあり方の検討（講座内容、設置・運営、受益者負担等も含めた）
- (2) 公共施設予約システムの導入（再掲）
- (3) 大学や地域との連携事業の推進（地域教育プラットフォーム事業、斎藤素巖の作品を通じた連携など）

(中分類) 第4節 だれもがいきいきと学び豊かな心を育むまちをめざす。(生涯学習)

(小分類) 2 図書館サービス

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内には多くの図書館が整備され、さまざまな目的で利用され図書資料が提供されており、市民の生活に欠かせないものになっています。
- (2) 図書館には、図書資料とともに古文書、写真資料等の地域の資料が収集・整理・保存されており、地域の情報の拠点として機能しており、さまざまな専門性が認められています。
- (3) 情報技術の進展とともに、蔵書の管理はもちろん、インターネットを活用した検索や予約についても実施され、利用者へサービスを提供しています。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、図書資料の充実とともに、情報技術を活用した図書館システムのさらなる向上をめざして情報基盤の整備を推進し、また学校図書館との連携を図るなかで、総合的なネットワークを形成することが必要です。
- (2) 今後は、さらなるボランティアの活用や新しい図書館運営のしくみを検討するなかで、専門性を確保し、より活用しやすく便利な、新しい時代にふさわしい図書館を構築していく必要があります。
- (3) 近隣自治体にはない豊富な地域資料を備えており、さらに活用し市民に親しんでもらうために資料や情報のデジタル化を促進し、積極的に情報発信していくことが必要です。
- (4) また、豊富な地域資料は、小平の歴史を記録し後世に伝えるためにも、市内関係機関と連携しながら、専門性の高い市史編さんをしていくための貴重な資料として活用される必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 市民や利用者にとっての便利で頼りになる新しい図書館サービスとして、図書資料や地域資料などの充実とともに、レファレンスサービスや児童サービスを、図書館の基幹的なサービスとして位置づけます。
- (2) さらに、情報技術を駆使した図書館の情報機能の充実や情報基盤の整備を促進するとともに、学校図書館との連携を進めます。
- (3) また仲町図書館については、近隣の仲町公民館との建替え時期にあわせて施設の統合化を行い、情報技術により利用者の創造性をより高めていきます。

- (4) 今後、地域に関心が高まることが予想されるなかで、現存する貴重な資料を整備し、提供することにより、小平の市史の編さんを支援するなかで、貴重な歴史や文化を記録し、広く理解してもらうことが必要です。(前述「歴史」に再掲あり。)

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 仲町公民館との合築による情報技術を駆使した創造性の高い仲町図書館の開館

〔非施設事業〕

- (1) 地域資料・情報の収集と図書館ホームページでの発信
(2) 開架図書の新書更新と電子情報の提供の推進
(3) 学校図書館への図書搬送システムの整備
(4) 小平市史編さん事業の実施(再掲)

(中分類) 第4節 だれもがいきいきと学び豊かな心を育むまちをめざす。(生涯学習)

(小分類) 3 生涯スポーツの推進

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 近年は健康志向の高まりもあって生涯スポーツが盛んであり、市内の体育施設はスポーツ愛好者の健康増進の場として、また多くの人々の健康づくりや生涯学習、レクリエーション活動などの場として、地域における人々の多様な活動を支えています。
- (2) 現在、体育館での各施設や、グラウンド、テニスコートなど生涯スポーツのステージとなる体育施設を団体利用する場合は、各施設窓口で予約の受付を行っており、各施設の利用等についてネットワーク化されていないことから、今後は予約等も含めて、より便利なシステムの構築が求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 人々が自らの意思でそれぞれの体力や年齢に応じてスポーツを楽しみ、健康の維持・向上のための環境づくりを実現していくためには、スポーツ活動の拠点を整備し充実させていくとともに、活動を支える人材の育成やボランティアのしくみづくりが必要です。
- (2) 市内の体育施設については、だれもが利用しやすい施設の管理・運営をめざすとともに、今後は、情報技術の導入により市内における広範囲な施設利用を促進させ、少しでも便利な施設利用のためのネットワークシステムを構築することが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 市民のスポーツ活動や健康づくりを実現するためのスポーツ活動の拠点確保や整備とともに、その自主的な活動も含め支援する人材育成やボランティア制度のしくみ、また関係団体やNPO団体等との連携・協働などについて検討し実現を図ります。
- (2) 今後は、市内の広範囲な体育施設の利用について、利用者にとってより便利になるような施設予約のネットワークシステムを実現します。
- (3) 平成25年(2013年)に多摩・島しょを中心に開催が予定される第68回国民体育大会(東京国体)を成功させるために、他の多摩地域の自治体とその実現に向けて連携して準備を開始し、多摩における体育の振興と知名度を高めることに努めます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 小学校校庭への夜間照明設置の検討
- (2) プレイパーク設置の検討(再掲)

〔非施設事業〕

- (1) 体育施設の計画的維持管理の実施
- (2) 八ヶ岳山荘の今後のあり方の検討
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成
- (4) 生涯スポーツを支える人材育成やボランティアのしくみづくり
- (5) 関係団体やNPO団体等との連携・協働
- (6) 公共施設予約システムの導入(再掲)
- (7) 東京国体開催に向けての準備

(大分類) 第4章 住みやすく、希望のあるまちをめざして 都市基盤・交通・産業

(中分類) 第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

(小分類) 1 快適な都市

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市では、大都市近郊の都市として、人口の増加に対応するための都市基盤の整備を進め、快適で便利なまちづくりを進めていますが、一方では住宅を中心とした開発への需要が進むとともに、従来の小平の良さである緑が多くゆとりのある風景が減少しつつあり、周辺の住環境に配慮した開発と緑の保全の調和を望む声が大きくなってきています。
- (2) 最近では、景観を含めて、良好な居住環境を維持するためのさまざまな方策の実施が求められています。
- (3) まちづくりの基本となるのは都市計画ですが、利便性の向上、土地の有効活用も含めて、特に市の都市計画マスタープランを踏まえた計画的なまちづくりが必要です。
- (4) 市内には多くの都営住宅がありますが、老朽化に伴う建替えはほぼ終了し、不燃化構造として高層化され、災害に強い構造の建物としてリニューアルされています。

〔今後の課題〕

- (1) 調和のとれた小平の特徴的なまちづくりを実現するためには、市民・行政・開発事業者が共通のビジョンを持ち、共通のルールを認識していくことが不可欠であり、また地域における合意形成を図っていくことが必要です。
- (2) 快適な居住空間を創出するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した街なみを計画し実現していくことが必要であり、また、防犯上や緊急時に対応するためには、できるだけわかりやすい街なみになるよう市街地の整備を進める必要があります。
- (3) 都営住宅については、東京都より主に財政負担の面から市への移管が示されていますが、市への移管を行った場合、より広範な視野から住宅施策への対応が困難になることに加え、市への財政負担がたいへん厳しい状況になることが予想されます。

【本計画における基本方針】

- (1) 小平らしい調和のとれたまちづくりを実現するために、今後、多くの市民の参加を進めるなかで、地域の特性にあった都市計画を進め、土地の有効利用を図ることが必要です。

- (2) 緑を主体とした都市景観を維持していくために、景観に関する地区計画などまちづくりに対する情報提供や意識啓発をしていくとともに、今後の都市施設については、だれもが利用しやすいユニバーサルデザインによる街なみとして統一し、負荷が小さく安心して移動できる空間づくりを行っていきます。
- (3) 地域の人たちが、日ごろから「地区計画」などの手法について関心を持てるように支援し、まちづくりへの参加の意識を高めます。
- (4) 今後もしの財政状況は非常に厳しい状況が予想されることから、市内の都営住宅については施設の維持管理や建替えを含めて引き続き東京都により管理すべきものとし、市長会等を通じて要請していきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) バリアフリーに配慮した都市施設の実現

〔非施設事業〕

- (1) 都市計画マスタープラン、福祉のまちづくり推進計画（再掲）によるまちづくりの推進
- (2) まちづくり条例制定の検討
- (3) 住居表示整備事業の推進
- (4) 景観に関する地区計画などまちづくりに対する情報提供や意識啓発
- (5) 東京都による都営住宅の継続管理の要請

(中分類) 第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

(小分類) 2 市街地の整備

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 現在まで、栄町地区、小川西町地区の区画整理事業、花小金井駅南口地区の整備を実施し、次いで花小金井駅北口地区の整備がようやくここで終了するなかで、現在は、小川町一丁目地区の区画整理事業が着手され、市内の各所においてははしだいに良好な市街地が形成されてきています。
- (2) 今後も、地域の特性に応じた市街地の整備を順次展開していく必要がありますが、財政状況が大変に厳しいなかで、住民や権利関係者と合意形成をいかに図っていくか、さらに計画の段階から市民と事業者、行政が共通の認識を持ち、連携しながら取り組んでいくことが求められます。

〔今後の課題〕

- (1) これからは、地域の特性にあわせた手法で市街地の整備を順次進めていくことにより、安全で利便性の高い快適な都市環境を実現させていくことが必要です。
- (2) 現在、都市基盤の整備に関する話し合いや情報提供が進められている地区においては、今後の状況では、関係者の意向や整備の時期が市の計画と整合しない場合も想定されますが、現在のような財政状況が大変に厳しい時代においては、市や国の財政状況や動向が大きな要素となります。
- (3) 今後、小平らしい地域の特性を持つ市街地の整備を行うためには、地区計画などの手法を用いて実現ができるように、日ごろから市民と行政が情報の共有や情報の交換を行い、連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが必要となります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後、市街地や都市基盤の整備については、昨今の市の厳しい財政状況により大規模な事業への投資がしにくくなっていることもあり、計画の選択やいっそうの計画的な事業展開を図り、関係住民との十分な合意形成をめざします。
- (2) 都営住宅と都市計画道路の整備が終了した小川駅西口周辺の整備については、今後、地権者間のビジョンをもとに、関係者、周辺市民、市などにとって最適な整備手法を検討していきます。
- (3) 市街地の整備が終了した地域においては、当初の事業計画_____と一致した、その地域の特性に応じたまちづくりが_____展開されているか検証し、新たな計画に生かしていきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 花小金井駅北口都市基盤整備事業 (東部市民センター移転、自転車駐車場整備等)
- (2) 小川町一丁目土地区画整理事業
- (3) 小川駅西口地区再開発の最適な整備手法の検討
- (4) 小平駅北口駅前広場等整備 (3・4・19号線を含む) に関する検討

〔非施設事業〕

- (1) 市街地整備終了後のまちづくりの検証

(中分類)第1節 快適なまちを実現する。(都市基盤)

(小分類)3 道路の整備

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内の都市計画道路については、都市計画決定から長い時間が経過しているにもかかわらず、さまざまな事情から整備が遅れており、良好な市街地形成への影響や交通渋滞などの原因となっています。また、交通渋滞を避けるために狭い生活道路へ通過車両が流入し、地域の住民をはじめ、歩行者が安心して利用できない状況が見受けられます。
- (2) さらに、都市計画道路等の基盤整備の遅れは、緊急時や災害発生時の対応に支障が生じることが懸念され、また既存の道路沿いでは市街化が進み、今後の都市計画道路の整備を困難な状況にしています。
- (3) 市内の都道・市道については、バリアフリー化などその改善が少しずつ図られていますが、まだ未整備の箇所については高齢者や障がい者にとって、利用しにくい状況となっており、その改善が求められています。
- (4) 国からの譲与を受けた里道については、すでに畑や住宅地の便利道として利用されている状況があり、所有者や利用状況が不明確となっている部分があります。

〔今後の課題〕

- (1) 都市計画道路については都市の骨格であり、通過交通を円滑にし、また災害時における避難路、延焼遮断帯などの役割のほかに、国内の物流を促進し国内経済を活性化させ、また都市景観を形成するなど、社会的に重要な役割・機能を持つことから、その計画的な整備が急がれます。
- (2) 今後は、都市計画道路の計画的な整備を促進するとともに、一般の道路についても、歩行者の安全確保のための歩車道の分離やバリアフリー化を進め、だれもが快適で安全に利用できるユニバーサルデザインの実現をめざしていくことが必要です。
- (3) 譲与を受けた里道については、歴史的な経過から地番や登記がされてこなかった状況があり、今後の利用を検討するうえでも境界確定などを行い、財産管理を明らかにしていく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後、市内に予定されている都市計画道路については、広域的なみちづくりを進めるため東京都と十分に調整しながら、騒音等による環境にも配慮し計画的な整備を行っていきます。なお、都施行の都市計画道路については、事業の早期実

現を要請するとともに、工事実施にともない、周辺の住民をはじめ市民への説明を都が責任を持って実施し、また市と十分な協議について要請していきます。

- (2) 一般の市の道路については、基本的には生活道路として歩行者の安全確保のための歩車道の分離やバリアフリー化を進めていくことにあわせて、一方通行などの導入について沿道の住民の合意形成を図っていくなど、通行の安全性や円滑性の確保についても、積極的に整備を進めます。また歩道等の日常的な環境維持について、沿道の市民によるサポート体制を実施していきます。
- (3) 今後、譲与を受けた里道の現況をもとに、活用や売り払い等について検討し、それぞれの状況に沿って対応を進めていきます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 都市防災総合推進事業
- (2) 都市計画道路3・4・10号線および3・4・21号線整備事業
- (3) 都市計画道路3・4・23号線整備事業
- (4) 3・4・19号線を含む小平駅北口駅前広場等整備に関する検討
- (5) 道路新設改良事業
- (6) 道路維持補修事業
- (7) 道路・歩道の拡幅とバリアフリー化の推進

〔非施設事業〕

- (1) 東京都への都市計画道路整備に対する要請
- (2) 公園・道路等ボランティアの推進
- (3) 違反広告物除去活動員事業の推進
- (4) 里道等整備事業

(中分類)第2節 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

(小分類)1 交通網

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 車や鉄道、自転車等の交通手段は、人々が安全かつ快適に移動するために欠かすことのできないものですが、都市計画道路の整備の遅れ、鉄道による地域の分断をはじめ、踏切の長時間遮断による慢性的な交通渋滞の発生が、市民生活に少なからず影響を及ぼしています。
- (2) 現在、小平市内を通過する鉄道をはじめとして、多摩北部地域の広域的な課題としても、西武線の連続立体交差の実現への取り組みを始めており、多摩北部を構成する5市を含めた広域的な連携が望まれます。
- (3) 市内の各駅において、エレベーターやエスカレーターの設置を含めバリアフリー化が進んでいますが、まだ設置のされてない市内の各駅への設置について、今後も鉄道事業者へ強く要請していくとともに、鉄道事業者・国・東京都と調整を進めていく必要があります。
- (4) 高齢者や乳幼児連れの方などをはじめとして市民の交通の利便性を向上させるため、コミュニティバスの試行運行が行われていますが、このバスも含めて市内のより良い交通体系について総合的に検討が行われています。

〔今後の課題〕

- (1) 都市計画道路や生活道路等の道路網の充実や、公共交通としての路線バス、コミュニティバス、「ドア・ツー・ドア」のアクセスが可能なタクシー等との組み合わせによる、地域特性にあった移動サービスの検討が必要です。さらには利用者・事業者・行政がその費用負担のルールを明確にした公共交通のあり方を検討し、収益性も含めそれぞれの役割を果たすことが必要です。
- (2) 環境にやさしく健康にも寄与する自転車の活用も視野に入れながら、新しい交通手段の活用・導入の検討をするとともに、道路整備や交通体系の課題については、鉄道事業者や東京都に対してその実現に向けて、要請していくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後__、小平の地域特性にあった総合的・体系的な交通体系が明確になり、市の役割が明らかになった段階で、その体系を実現するための必要な事業を、できるだけすみやかに展開していきます。
- (2) また、小平の地域特性にあった総合的・体系的な交通体系が明確になるなかで、東

京都や国、あるいは事業者が広域的に果たすべき役割も明らかになりますので、必要に応じて、東京都や国、事業者に対して要請を行います。

- (3) 地域を分断している鉄道の連続立体交差事業の実現については、多摩北部都市広域行政圏協議会の構成市のひとつとして、東京都及び鉄道事業者に対して、他の構成市とともに、その実現について要請していきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 総合的な交通体系のあり方とコミュニティバスのあり方の検討
(2) コミュニティバス運行経費への補助
(3) 国、東京都および鉄道事業者への鉄道駅のバリアフリー化の検討・要請（鷹の台駅、新小平駅）
(4) 国、東京都および鉄道事業者への鉄道連続立体交差化の要請

(中分類)第2節 通行しやすく便利なまちをめざす。(交通)

(小分類)2 交通安全

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 人々が安全に安心して往来できるように、交通安全に対するさまざまな施策を展開していますが、一方では手軽な交通手段として自転車の利用が増え続け、市内の各駅の周辺では放置された自転車への対策が急務となっています。
- (2) また、駅前放置自転車の解消や自転車駐車場の整備、さらには自転車利用者のモラルやマナーの向上が求められるとともに、行政としては交通事故防止のためのガードレールやカーブミラーの設置等を行っています。

〔今後の課題〕

- (1) 駅前の放置自転車など、自転車利用者へのモラルやマナー向上のための啓発活動を進めるとともに、歩行者が安心して利用できる歩道の確保や視覚障がい者への配慮、歩車道の段差の解消などの環境整備のほか、車を運転する人たちに対しての交通安全に関する設備や通行しやすい道路の整備などについて、さらに進めていく必要があります。
- (2) 交通安全意識を高めることが事故防止の基本であることから、子どもたちから高齢者まで世代に応じたきめ細かい交通安全教育の徹底や、災害時における避難路の確保、緊急車両の乗り入れ等の認識を高めるために、警察署や消防署と連携して啓発活動を推進していく必要があります。

【本計画における基本方針】

- (1) 歩行者が安心して利用できる歩道幅員の確保、視覚障がい者への歩行時の配慮、歩車道の段差の解消など、歩行環境の整備をさらに進めます。
- (2) 自動車を運転する人たちが、事故を起こしにくく、また運転しやすいように、標識や看板の設置、カーブミラーの設置などの工夫をさらに進めていきます。
- (3) あらゆる世代に対してきめ細かい交通安全教育を徹底し、交通事故の恐ろしさや交通安全に対する意識を高めるとともに、警察署や交通安全協会と連携し、啓発活動を着実に推進していきます。
- (4) 視覚障がい者などすべての人たちの安全な歩行環境や緊急車両の乗り入れへの視点から、駅前の放置自転車を一掃し、さらに自転車利用者への啓発活動を強めます。

【予定される計画事業】

〔施設事業〕

- (1) 横断歩道橋補修工事
- (2) 歩道等のバリアフリー化と交通安全施設の設置
- (3) 借地である自転車駐車場用地の購入の検討
- (4) 東部市民センター跡地自転車駐車場の整備

〔非施設事業〕

- (1) 有料自転車駐車場の指定管理者制度の導入（小平駅東・鷹の台駅南・花小金井駅北・小平駅北第一、第二）
- (2) 指定管理者制度の導入による無料自転車駐車場有料化の検討
- (3) 市報等による自転車利用マナーの啓発
- (4) 交通安全教室の実施や交通安全啓発の推進

(中分類) 第3節 活力ある産業の展開をめざす。(産業)

(小分類) 1 商工業

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市内からの客足の流出等により、ひとところに比べて市内の商業事業者には勢いがなく、商店数や従業員数、売上高が減少している傾向にあります。
- (2) 一方では、小売業のしくみそのものが変化しており、コンビニエンスストアやディスカウントショップなど新しい形態の小売業の進出で、従来の商店街は大変に厳しい環境に置かれており、また経営者の高齢化などにより地域の商店街には空き店舗が増え、大きな課題となっています。
- (3) 従来の商工業に加え、小平グリーンロード(市内一周緑道)を軸に、新しい産業振興が成果を上げつつあり、今後は、さらなる効果が期待されています。

〔今後の課題〕

- (1) 基本的には商業事業者が創意や工夫により、意欲的にさまざまなチャンスに挑戦していくことが必要ですが、市としては、既存の意欲ある事業者との連携のなかで、空き店舗対策をはじめとして、起業家の育成・支援などより効果的な施策を新たに推進し、行政の果たす役割を明確にしていくことが必要です。また郊外型のショッピングセンターなどとの共存共栄を図っていく必要があります。
- (2) 小平市の貴重な観光資源である小平グリーンロード(市内一周緑道)を産業活性化の視点から有効に活用し効果を上げるには、関連する事業を総合的に展開し、継続的に集客効果をもたらすようなしくみを、事業者・市民・行政などが協働して構築し実践していくことが必要です。
- (3) さらに、市内の工業事業者に対しては、資金の融資・あっせん等により、事業の維持・育成のための施策を充実し、振興の機会を大切にすることにより、市内全体の工業振興を図ることが重要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 地域のコミュニティの核である商店街を活性化するためには、空き店舗対策や大型店との共栄などを含め、地域と密着したより実効性の高い商店街振興策を展開するとともに、意欲ある事業者との連携のなかで、魅力ある商店づくりや新しい事業経営をめざす人たちの支援・育成をするなど、新たな商業振興を支援します。
- (2) 小平グリーンロード(市内一周緑道)を中心にして、市民、商業事業者、農業事業者、鉄道事業者、大学、行政が協働し、商業や農業、また文化や自然などを含めた諸

事業を総合的に展開し、小平らしさを創造するとともに、オープンガーデンなどで小平グリーンロード（市内一周緑道）がすばらしい観光スポットとなり、その効果が市内全域におよび、活性化するよう推進していきます。

- (3) 工業事業者も含めてすべての事業者を対象に、経営資金の融資あっせんを充実・普及するとともに、経営の安定のために専門機関等を通じて支援を行うほか、地域に密着した新たな事業に取り組む事業者などを支援し、産業の活性化をめざします。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 新・元気を出せ！商店街事業の充実
(2) 地域と歩む商店街づくり事業の充実
(3) 「ブルーベリーの里小平」など商品開発研究や販売促進への支援
(4) 小平グリーンロード産業活性化補助事業（オープンガーデン・(仮称)灯ろうまつり・花街道・マップ作成・ウォークイベント等）の推進
(5) (仮称) 斎藤素巖小平グリーンロード美術館の整備
(6) 創業者支援の推進
(7) 小口事業資金の融資あっせん事業の充実

(中分類) 第3節 活力ある産業の展開をめざす。(産業)

(小分類) 2 都市農業

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 大都市近郊における農業を取り巻く環境の変化により、市内の農地面積は年々減少し、宅地等への転用が進んでいます。
- (2) 都市における農業は、新鮮な農作物の地域への供給だけでなく、都市の温暖化対策としての有効性、災害時における空地の提供等のメリットがありますが、生産環境の悪化や相続税制など都市ならではの課題を抱え、生産基盤である農地の減少を食い止める有効な手段が、いまのところ見当たらないのが現状です。

〔今後の課題〕

- (1) 都市の農業経営を継続・発展させるには、まず、都市農業そのものが成り立ち、拡大していくことが前提であり、都市農業を担う後継者の育成や人材の確保を図るとともに、都市農業の魅力を高めるために、都市そのものの持つ大きな消費市場や人材の供給力を有効に活用していくことが必要となります。
- (2) 特に都市の農業経営が継続されていくためには、市民一人ひとりが農業に対する正しい理解を深め、また農業経営者も市民に都市農業の大切さや、魅力などを理解してもらうことが必要です。
- (3) 今後、さらに都市農業を発展させていくためには、農業経営者・農業協同組合・市民・行政が協力しあい、地域に根ざした都市農業を育成していくことが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 大都市近郊における都市農業を産業として成立させるために、その立地条件を生かした「地産地消」の施策の推進や、付加価値の高い農作物の生産を進めることなどについて、農業従事者と共通の認識を持ち、市としての必要な施策を市民や関係団体と連携して展開します。
- (2) 地域農業をリードする意欲的な後継者を育成するとともに、農業経営の法人化の推進や、労働力の不足に対応する多様な担い手の確保について支援します。
- (3) 農業そのものや農作物の収穫の喜びが身近な農業体験によって得られるように、学校の児童・生徒や市民が日常的に農業とふれあえる機会を拡大し、その理解を深めていくための支援をしていきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 農のあるまちづくり推進会議の開催と都市農業基本構想の見直し
- (2) 地場流通促進と地域農産物特産化の推進
- (3) 有機農業促進と環境保全型農業の推進
- (4) 認定農業者制度の活用
- (5) 農業後継者の育成と援農制度の充実
- (6) 学童農園・農業体験農園の実施と農地保全の研究
- (7) 「ブルーベリーの里小平」構想による観光農園の開設支援
- (8) 学校給食への地元産農産物の出荷支援

(大分類) 第5章 健全で、進化するまちをめざして 地方自治・行財政

(中分類) 第1節 新しい地方自治を推進する。(地方自治)

(小分類) 1 分権型社会における自治体

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 平成12年(2000年)に、いわゆる地方分権一括法が施行され、自治体と国の関係は新しく「対等・協力」の関係になり、自治体は今まで以上に、自己決定や自己責任にもとづく行政運営を求められることになり、また地方税財源の充実・確保や、住民自治の拡充が求められています。
- (2) 地域の主役は、いうまでもなく市民ですが、市民生活や市民活動が少しでも向上するために、近隣自治体とともに一部事務組合や広域的な連携を推進し、新しい時代の多様な市民需要に対応する必要があり、そのためには、たえず効率的かつ効果的な行政運営を意識し、展開していかなければなりません。

〔今後の課題〕

- (1) これからの自治体経営は、NPOや市民と行政がそれぞれの得意分野を活かしながら、市民参加や市民協働を通じた共通認識のもとで、新たなしくみの行政運営をよりいっそう推進していく必要があります。そして双方が共に多くの行政課題やその解決のために取り組み、新たな公益として住民自治の充実を図り、地方分権にふさわしい地方自治の構築をしていくことが、ますます重要になります。
- (2) また、従来型の行政サービスの見直しはもとより、広域的な経営も含めた、より機動性、効率性を追求した柔軟で自立した行政経営が求められており、そのためには、市民の市政への参加や、情報技術を駆使した便利な自治体のシステムづくりが必要となります。
- (3) さらに、今まで以上に信頼される自治体をめざすには、安全管理に十分に配慮した情報の公開や共有化、また職員の人材育成などについて、そのしくみづくりが求められることとなります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後は、分権型社会にふさわしく市として「自己決定」をより明確にし、必要に応じて果敢にまた柔軟に主張していくことにより、小平市の存在意義をより明確にします。さらに、いっそうの市民の参加を促進し、市民やNPOとの協働を進めるとともに、建築指導事務など広域的な解決がふさわしい行政課題に対しては、広域行政圏を

含めた他自治体との連携をとる中で共通の方策を持って解決をめざします。

- (2) 複雑で多岐にわたる自治体の事務については、情報技術社会にふさわしいシステムを大いに活用することによって、迅速で正確な対応を行い、今まで以上にコストダウンを実現するとともに、さらに便利なシステムを構築していきます。
- (3) これから先も、市民に信頼される自治体をめざしていくためには、便利で安全管理にも十分に配慮した事業や施設づくりが必要となりますが、特に情報技術を活用したさまざま事業について情報管理など危機管理を徹底し、その事態に的確で迅速に対応できる人材の育成やしくみづくりを行っていきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 自治基本条例の制定を含めた市民参加の推進
- (2) 広域行政としての建築指導事務の検討
- (3) 政策研究プロジェクトによる課題研究の実施
- (4) 電子市役所の推進（再掲）
- (5) 個人情報を含めた情報セキュリティの徹底（再掲）

(中分類) 第1節 新しい地方自治を推進する。(地方自治)

(小分類) 2 情報公開

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 近年、情報技術の進展や地方自治における行政活動への関心の高まりによって、国のみならず自治体においてもより情報の公開が求められるとともに、一方では、プライバシーへの保護に対する関心も高く、個人情報保護法の制定を契機に、個人の権利や利益が保護されるように、個人情報の取扱いについて適正な管理が図られるようになっていきます。
- (2) 情報技術の進歩により電子化に伴う情報提供のスピード化が図られていますが、一方、従来からの印刷物などによる紙媒体の情報提供も必要であり、これらは今後も共存し、広く活用されていくと思われれます。
- (3) さらに、市政の情報をわかりやすく提供することは、市政に対する信頼を得るためにも必要であり、公開された情報を市民と行政が共有することによって、市民のより確かな判断が可能となることから、親しみにくい情報をいかにわかりやすく提供していくのが求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 情報の公開をいっそう推進するなかでは、行政内部における情報の取扱いに常に注意を払い、情報公開を前提としながらも個人情報の保護や個人の権利や利益の保護に配慮し、信頼の確保に努めなければなりません。
- (2) 今後、市政の現状、財政状況等の情報を、正確によりわかりやすく、だれもが理解できるように工夫して公表することがますます重要となり、市政に対する市民の信頼がよりいっそう深まるように、こうした工夫をするなかで積極的な情報の提供が必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 行政が事業を進めるにあたって、必要なことのひとつとして情報の公開があります。行政がさまざまなかたちで情報の公開を推進することによって、市民の参加も促進され、また共通の認識や理解も生まれてきます。積極的な情報の公開によって市民からの信頼を得ることとともに、多くの市民の得られた知恵により課題が解決されることをめざします。
- (2) 現代社会がさらに複雑さを増し、市民からの行政に対するさまざまな相談はさらに増えていくものと思われれますが、個人情報保護にともなう体制を確立するなかで、迅

速な問題解決を図っていきます。

- (3) 今後、行政に関する情報のより積極的な公開を進めるとともに、その公開にあつてわかりにくいとされる行政情報については、その表現やデザインについて工夫をし、だれもがわかりやすい行政情報の迅速な提供に努めます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 行政情報の積極的な公開
- (2) 個人情報を含めた情報セキュリティの徹底
- (3) 市ホームページの充実
- (4) 市政資料コーナーの充実
- (5) わかりやすい行政資料作成の推進

(中分類) 第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

(小分類) 1 行政サービス

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 時代の潮流とともに、行政が市民へ提供する行政サービスの質や内容はたえず変化しており、常に新たな視点に立って、市民要望を的確に把握しながら行政サービスを展開することが求められます。今後は、今まで以上にコスト意識を持ちながら、将来の大きな変化に十分に対応できるように、小平の現状にあった新しい手法を導入することが求められています。
- (2) 少ない職員体制で、より複雑で多様化された行政サービスを提供していくために、情報技術を活用していくことがますます必要となり、一方、提供される行政サービス自体については、常に効果的であり効率的であるか評価・検証され、さらなるサービスの展開が検討されることとなります。
- (3) また、市民のための行政施策をより効果的にするために、従来の立法技術とともに政策法務の視点から政策立案が可能となるような、市職員の立法技術の向上が求められています。

〔今後の課題〕

- (1) 行政サービスは、時代とともにその役割が変化していきますが、行政サービスそのものが行政側のルールで固定的なものになりやすいことから、サービスの実施主体も含めてたえず見直しを行い、客観的なルールにもとづいて、行政サービスを再検討するための評価・検証を行っていきます。
- (2) 最近の情報技術の進歩はたいへんにめざましく、その技術開発や実用化によって、従来の行政サービスがきわめて低コストで省力化され、行政サービスの内容が大きく変わる可能性があります。常に世の中の科学的な進歩や実用化の情報を把握し、既存の行政サービスのしくみについて見直しをすることが必要です。
- (3) 既存の法体系の解釈では解決できないような、さまざまな地域での社会問題や都市問題が発生してきた状況があることから、従来からの解釈・適用にとらわれず、常に市民の立場に立った立法や解釈の柔軟な考え方が必要となります。

【本計画における基本方針】

- (1) 計画実施段階による目標事業量に対して、予算にもとづく事業実施による目標達成の実証がわかりやすく、また投資結果についても社会的な効果が明確にわかるような、小平の実情にあった、だれもがわかりやすい行政評価制度を導入します。

- (2) 自治体の行うべき新しい行政サービスを常に予測し実現を図るとともに、現行の行政サービスについては常に見直しを行います。さらに、限られた予算のなかで既存の行政サービスの統合・廃止を行い、新しいサービスを展開していくことの必要性について、広く市民に理解してもらうための努力を行います。
- (3) 今後、既存の法体系では解決できない分野に対して、他の自治体、研究者、法律専門家などとの連携により、市の自治体として対応できる(すべき)政策法務を強化し、小平の立法技術のさらなる向上を図ります。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 行政評価(事務事業評価)の実施と行政サービスの見直し
- (2) 電子市役所の推進(電子申請手続きの拡大、公金電子収納の検討、公共施設予約システムの導入、生活保護システムの再構築、健康情報システムの導入)
- (3) サービスの向上や効率化のための民間手法導入の検討
- (4) 職員提案制度による市民サービスの新たな工夫
- (5) 政策法務に関する研究と技術の向上・強化

(中分類)第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

(小分類)2 財政運営

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 市においては、その発展に応じてさまざまな工夫により財政運営を行い、都市基盤の整備や福祉の向上をめざして行政サービスを展開してきていますが、今後は、従来のような大きな歳入の伸びは期待できず、一方では市民からの要望や行政課題に対する早急な取り組みが求められています。
- (2) 市では、従来より図書館、公民館、東西出張所等の施設建設を進め、東西に長い地理的な課題を克服してきた経過がありますが、これからは、これらの施設の維持管理に加え建設時の借入金の多さが、自主的な財政運営を行ううえで大きな課題となっています。これらの公共施設の建替え時期が順次到来することから、施設の維持についても根本的に検討する時期にきています。
- (3) 小平の公共施設は、グラウンドなど市有地ではなく借地であるところが多く、これら行政サービスの施設が必ずしも安定しないことも、財政運営に大きな影を落としています。今後、これらの借地による公共サービスの施設すべてを確保することはできず、また確保する場合においても、その財源の捻出について早急に対応することが求められています。
- (4) 財政運営について、いかに市民の理解を得て実施していくのかが今後のカギとなりますが、市からの団体への補助金、受益者負担のバランスとともに、だれもがわかりやすい財務情報の公開が必要とされています。

〔今後の課題〕

- (1) 地方分権にふさわしい「自己決定」「自己責任」のなかで、財政状況に見合った行政サービスの提供の必要性を、わかりやすく情報公開していくことが必要です。
- (2) 今後、増加が予測される市内の多くの公共施設の維持管理経費等については、施設の市民管理や既存の施設の統合化に加え、思い切ったシステム導入によるコストの削減を図ることが必要となります。また借入金の推移や将来の財政硬直化を見極めながら特定目的に沿った資金の調達として、市民の市政への参加意識を高めることにもつながら市民公募債の発行などについて検討が必要です。
- (3) バランスシートなどの財務情報の提供によって、現在の資産や負債の保有状況、また将来性についてわかりやすく情報の提供を行い、市民と市民、市民と行政等の間の活発な議論を喚起し、財政運営に役立てることが必要です。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後の市の財政状況を好転させていくためには、現在の地方財政制度のなかでは、歳入の確保、歳出増の抑制の二つをさらに進めていくほかはなく、歳入では、市税の徴収強化、市有財産の売却、受益者負担の見地からの利用料金の見直し、広告収入の検討_____等、あらゆる手法で自主財源の確保のための検討を行い、実現可能な事業から直ちに実施します。
- (2) 歳出においては、人件費の抑制、各施設の効率的な運営、各種補助金の見直しのほか、各事業部別予算への枠配当の工夫などにより予算配分からの歳出の削減への検討を行い、歳入と同様に、実現が可能な事業から直ちに実施します。
- (3) 起債の発行についてはできるだけ抑制していくことが必要ですが、充当する目的が明確な事業について選び、広く市民に趣旨や目的を理解してもらうなかで、市民からの資金協力をもとに市民公募債を発行し、事業を実現していきます。
- (4) 市の財務状況を広く市民に知らせ、今後の自治体経営に多くの人たちに参加してもらうために、バランスシートや損益計算書の作成や、複式簿記等を導入した新しい財務会計制度の検討をしていきます。
- (5) 今後、だれでもわかりやすい市の財務情報の資料を作成し、広く市民にその内容を提供していきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 自主財源の確保（市税収入確保の強化、市有財産の売却、広告収入の検討、土地開発公社所有地の今後のあり方の検討など）
- (2) 公共施設の受益と負担の見直し（地域センター・公民館施設使用料、基本健康審査の自己負担、撤去自転車保管料など）
- (3) 歳出削減の実施（公共施設の効率的運営、事業部別予算の枠配当、人件費の抑制など）
- (4) 補助金の見直し
- (5) 公の施設の指定管理者制度への検討（再掲）
- (6) 緑の公募債を含めた市民公募債の検討（再掲）
- (7) 財務状況や行政コストの公表

(中分類)第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

(小分類)3 行財政改革

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 現在まで、市では3次にわたる行財政改革推進プランを策定し、果敢に挑戦しながら自治体自らこのプランを実践し効果を上げてきました。
- (2) 今までの行財政改革推進のためのプランは、基本的には、その多くは行政管理経費の節減を中心に進められてきており、基本的に財政支出の構造を大きく変えることなく一定の節減効果を上げてきましたが、多様な市民ニーズへの対応としてさらなる大きな効果を上げていくためには、財政的な枠組みを踏まえた、より現実的で大胆な行政経営を実現するなど、根本的に大きな構造的改革が必要になってきます。
- (3) 市では、さらなる財政健全化を推進するために、「財政健全化推進プラン」を作成し、このプランを含めて予算編成を行い、また財政運営を行っていますが、今後、行政の経営改革を進めるための方針にそって、さらなる財政健全化のためのプランの策定と実践が望まれます。

〔今後の課題〕

- (1) 今後は、従来型の行財政運営がきわめて困難になっていくことが予想されることから、実施事業の効果や効率性に関する検証を行い、市民・民間・行政の役割の見直しとともに、民間における経営手法など新たな行政経営手法の活用を図るなど、今までにない大胆な構造的改革を推進していくためのプランが、市民参加のなかで市民の理解のもとに作成され、その着実な実践が必要となります。
- (2) 今後、新たに策定され具体化される経営プランについて、実施段階に予想される「総論賛成、各論反対」の声を乗り越えることが必要であり、さらに今後のこの改革の実現に支障をきたさないように、市を取り巻く状況や直面する課題を市民によく説明し、理解を求めていくことが不可欠です。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後、小平市が多摩地区のなかでも輝きを失わず、自治体として活路を見出していくためには、よりいっそう大胆な構造的改革を行い、身軽で強固な財政基盤を構築していくことが必要です。そのためには、今までの行政サービスの根本的な見直しなども含め、幅広い市民の参加とその知恵により、より具体的な「(仮称)行政経営プラン」の策定を行い、広く明示するとともに着実に実践していきます。
- (2) さらに、この「(仮称)行政経営プラン」と連動して財政健全化をめざす「(仮称)

「財政経営プラン」を策定し、予算編成や事務事業の執行段階における着実な実現を図ります。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

(1) 「(仮称)行政経営プラン」の策定

新たな行政需要への対応 市民参加と協働 健全財政の確立
行政評価・事務事業評価 適正な組織体制と人事制度・人材育成

(2) 「(仮称)財政経営プラン」の策定

受益と負担の見直し 補助金等の見直し 市有財産の売却
市税収入の確保 義務的経費の見直し 公共施設の再配置や統廃合
委託化・民営化の推進 人件費の抑制 税財源の確保と要請

(中分類)第2節 健全な行財政運営を実現する。(行財政)

(小分類)4 公務

【動向(現状)と課題】

〔動向(現状)〕

- (1) 近年_____、_____公務の考え方が大きく変化し、従来は法令によって公務領域とされ公務員による執行が義務づけられていた業務が、市民・企業・行政の領域が重なる新しい「公共空間」の考え方や規制緩和等の潮流により、民間部門の参入、あるいは民間部門への移管を可能にしています。さらに公務員制度そのものに対する見直しもはじまり、今後は公務及び公務員そのものが大きく変わっていくことが予想されます。
- (2) さらに、このような状況で、真に「公務」の定義を問われることになり、また公務を執行していくうえで、民間を含め、多様な職種や雇用形態の人たちがより混在するなかで、事務が進められることが予想されます。

〔今後の課題〕

- (1) 公務の考え方が変わり、また担い手が、民間部門を含めて多様な形態となっていくことから、当面は従来からの公務領域の再検討とともに、自治体職員として市民から信頼される専門的な政策コーディネーターへと変わっていくための、職員の意識改革やレベルアップが必要となります。
- (2) 常にコスト負担を含め、市民にとって「だれが、この行政サービスの担い手として最適か」を念頭におき、たえず公務領域の見直しと担い手、さらにその効果やコストについて検討を行い、柔軟で効率的な対応をしていくことが必要となります。

【本計画における基本方針】

- (1) 今後、自治体職員については、一般採用のほかに、広く公募による_____ 民間部門経験者_____など、時代のニーズに即応する人材の採用が予想され、また 内部においては士気を高め、組織のさらなる活性化を生み出すような新しい人事制度の導入など、市民からより信頼される組織づくりをめざします。
- (2) 多様な行政課題に対し迅速で柔軟に対応できるように、常に時代のニーズに、より沿ったかたちの研修・人材育成システムを検討・導入し、また 市民は大切な顧客であるとの認識のもとで、常に親切で信頼性の高い職員をめざします。
- (3) 多岐にわたる行政課題に正確・迅速に対応するために、各事業部への権限を大きく委譲し、さらに横断的に組織を活用するとともに、時代の変化を反映し的確な対応が可能な行政組織をめざします。

- (4) 今後、「団塊の世代」の職員の大量の退職の時代を迎えますが、それにともない、職員の採用方法や公共サービスの担い手の選択、また公務の領域の見直しなどさまざまな検討を行うなかで、より効率的で質の高い公務サービスを提供していきます。

【予定される計画事業】

〔非施設事業〕

- (1) 時代のニーズに即応する人材の採用の検討
- (2) 職員のさらなる活性化を見据えた新たな人事制度の検討
- (3) 時代に対応した研修・人材育成システムの検討・導入
- (4) 新たな行政需要に対応した組織づくりの検討
- (5) 団塊の世代の退職に伴う公務サービスの見直し

〔以 上〕